

平成24年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成24年3月高浜市議会定例会は、平成24年3月1日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について |
| | 議案第2号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| | 議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について |
| | 議案第6号 新たに土地が生じたことの確認について |
| | 議案第7号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について |
| | 議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合格約の変更について |
| | 議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |

- 議案第16号 高浜市職員定教条例の一部改正について
- 日程第7 議案第17号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
- 議案第18号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第19号 平成23年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- 議案第20号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第21号 平成23年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第22号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第23号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 議案第24号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第8 議案第25号 平成24年度高浜市一般会計予算
- 議案第26号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第27号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第30号 平成24年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算
- 日程第9 報告第1号 平成24年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 平成24年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	紫田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷲見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	杉 浦 幸 七
教 育 長	岸 上 善 徳
経営戦略グループリーダー	深 谷 直 弘
危機管理グループリーダー	亀 井 勝 彦
地 域 協 働 部 長	加 藤 元 久
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
財務評価グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	森 野 隆
収納グループリーダー	内 藤 克 己
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループ主幹	磯 村 和 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山 本 時 雄
都 市 政 策 部 長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
行 政 管 理 部 長	大 竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴 木 信 之
行政契約グループリーダー	内 田 徹
情報管理グループリーダー	時 津 祐 介
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
監査委員事務局長	鵜 殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
-------------	---------

主 査 杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、平成24年度予算案及び平成23年度補正予算案のほか、同意、条例の改正など、いずれも重要な内容を有する案件が提出されております。

議会といたしましては、これらの諸案件に対して十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は、全員であります。よって、平成24年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災からことしで1年となりますが、この日を境に日本の社会は大きく変わりました。私たちは、この災害で自然の驚異を目の当たりにした一方で、人と人とのきずなや助け合いの重要性を改めて実感をし、「人の和」のよさを見直すこととなりました。今まで以上に協働や共助が重要視され、後ほど施政方針の中で申し述べます我が国の伝統的な「結」の制度のような、コミュニティに支えられたまちづくりを推進していく必要があるものと考えております。

幸い当市では、まちづくり協議会を初め住民主体のまちづくりが進められるとともに、自治基本条例の施行により今まで以上に協働や共助、コミュニティを重視したまちづくりが推し進められております。

高浜市の未来を創る市民会議では、第6次総合計画の推進に向けて、市民と行政が同じ価値観で、まちのイメージを共有しながらお互いに知恵を出し合い、住みよい高浜を目指した取り組みが進められております。こうした市民参画、市民と行政が協働する取り組みが、一人一人の住民力、職員力を高め、人の和を形成し、市の将来を導くものとなると確信をいたしております。

私ども行政は、さらなる協働を推進するべく、市民の皆様の言葉に耳を傾け、市民の皆様とともに将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に全力で取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意1件、一般議案16件、補正予算8件、当初予算8件及び報告2件の計35件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、私、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意・御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、13番、磯貝正隆議員、14番、内藤皓嗣議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成24年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成23年12月20日及び平成24年2月23日に、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より3月26日までの26日間と決定をいたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日、同意第1号を即決で行い、議案第1号から議案第32号までの議案の上程、説明を受け、報告第1号及び報告第2号について、報告を受けません。

3月6日及び7日の2日間は、一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月9日については、議案第17号から議案第24号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第1号から議案第16号までの条例関係議案及び議案第25号から議案第32号までの平成24年度当初予算関係議案の総括質疑を行います。

なお、平成24年度当初予算関係議案につきましては、予算特別委員会を設置し、付託することといたします。

総務建設委員会については、議案第1号から議案第11号までの11議案を付託し、福祉文教委員会については、議案第12号から議案第16号までの5議案を付託し、審査を願うことに決定をいたしました。

また、各常任委員会等の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりでございますので、御了承をいただきますようお願いをいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらん願いたいと思いません。

報告事項は、以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 平成24年3月高浜市議会定例会の開会に当たり、私の施政運営に関する所信の一端を申し述べます。

高浜市のまちづくりの礎となる自治基本条例と第6次総合計画がスタートし、間もなく1年がたとうとしております。第6次総合計画では、みんなで考え、行動し、目指す姿を掲げて達成状況を評価するという基本理念に基づき、高浜市の未来を創る市民会議を立ち上げ、市民の皆様の御協力のもと、計画の進行管理やまちづくりの提案を行っています。

昨年、東日本大震災を受け、防災意識を高めるため、津波・大雨被害に備え、土地の標高を電柱などに表示する標高サインの設置が市民会議より提案され、間もなく完了するところですが、市民会議では防災だけでなく、教育、産業、福祉などあらゆる分野について検討が行われ、平成24年度はこの動きをさらに加速させ、市民と行政が互いに知恵や力を活かし合い、住みよい高浜市を目指してまいりたいと考えています。

かつて日本では、全国各地に住民同士が相互扶助をする「結」という伝統的な制度がありました。用水路の清掃・維持管理、共有地の管理、夏の草刈りなど、「結」は地域に暮らす地域住民の当然の義務・役割として認識され、強制されることなく地域住民が自発的に担ってきた活動です。しかし、都市化が進み、人々の生活スタイル、地域コミュニティが変容し、また、そもそもの助け合うための担い手が不足したことから、岐阜県の白川郷の合掌集落の茅葺屋根の葺き替えに一部「結」の制度が見られるものの、多くは失われつつあるのが現状です。

第6次総合計画の将来都市像である「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ 大家族たかま」は、日本の伝統である「結」を再生させ、現代風にアレンジをしたまちづくりであり、この考えを基本に各種施策を展開してまいりたいと考えています。

それでは、これより平成24年度の重点施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

将来都市像「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を実現するためには、まず、大家族が互いに語り合いながら生活方針を立て、それぞれの役割を發揮し、結束しながら健全家計を維持し、みんなが幸せな生活を送れるようにしなければなりません。そのため、本市のまちづくりの設計図である第6次高浜市総合計画を着実に推進し、中期財政計画及びアクションプランに基づき、限られた財源の中で施策・事業の実施に当たっては、緊急度や必要性などをもとに事業の優先順位をつけるなど、メリ張りのある予算編成に取り組み、将来にわたって健全な財政を維持できるよう、事業を絞り込み予算計上することといたしております。

また、常に市民の皆様の視点に立ってわかりやすい財政運営に努めるため、一定の段階ごとに予算編成の過程をホームページ上で公表するなど、予算編成過程の透明化を確保するための新たな予算編成手法を取り入れてまいりました。

さらに、事業の再構築を図ることなどを目的として、平成22年度及び平成23年度に実施いたしました「高浜版事業仕分け」の結果や、事業仕分け委員からの提言あるいは大家族の一員である市民を初め多くの皆様が、それぞれの役割を發揮して総合計画の進行管理について検討していただくための第6次高浜市総合計画推進会議や高浜市の未来を創る市民会議の皆様からの提言や提案についても、十分にその内容を尊重し、事業内容、執行方法等に再検討を加え、行政だけでなく、市民の皆様を含めた大家族が結束して健全財政を維持できるような予算編成に努めてまいりました。

また、近隣市町の資源を有効に活用する観点から、昨年締結しました定住自立圏構想の形成に関する協定に基づく実施計画、衣浦定住自立圏共生ビジョンのスタートを受け、病診連携の推進、行政バスの広域的利用の促進、観光・地域情報の発信ボランティア活動等の支援体制の構築など市民サービスのより一層の向上を図り、広域的な連携を進めながら市民の皆様様の安心感や利便性の向上に努めてまいります。

公共施設のあり方検討につきましては、高浜市公共施設マネジメント白書とあり方方針に基づいて、市民メンバーを中心とした公共施設のあり方検討委員会と行政内部の関係職員で構成するプロジェクトによりまして、検討を進めてまいります。

将来を見据えて、より効率的・効果的な維持管理を行うために、民間活力の導入を含めた維持管理の見直し、老朽化施設の適正保全に向け、将来見込まれる施設の更新コストの平準化、利用率や空間の有効活用など、さまざまな角度から重点となる課題を的確にとらえて、前例にとらわれないことなく、各施設のあり方を抜本的に見直し、計画を策定してまいります。

なお、この計画の策定を受けて、長期的展望に立った財政計画の策定につきましても整合性を図りながら検討してまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学びあい 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

生涯を通じて学びあい、育みあうことによって、個性や能力を伸ばし、夢と希望と感動に出会える大家族を目指すためには、自己発見や自己実現といった個人的な学習から始まり、やがては「まなび」の成果を人づくりや地域を創る力へと高めていく「『まなび』と行動が循環しあう生涯学習」を進めていくことが、「大家族たかはま」の実現につながると考えております。

科学技術の進歩や少子高齢化、国際化など急激に変化している近年の社会情勢から、学びに対するニーズはますます高まっていく状況の中、特に将来を担う子供たちを「まなびの根っこ」ととらえ、「ひとづくり」と「まちづくり」が還流しあう生涯学習に取り組んでまいります。そのため、生涯学習基本構想において、地域に学び、活動する仕組みを持った生涯学習を位置づけ、これまでの講座重視の一方通行的な企画物に終始するのではなく、世代を越えてお互いに学び合い、地域に学び、まちも人も成長していく仕組みを築いていき、その中心的役割を担う「たかはま夢・未来塾」運営委託を継続するとともに、平成25年度に向けて子供たちの成長を考え、新たな事業の体系を検討してまいります。

また、中・高生の居場所「バコハ」につきましても、これまでのバンド活動にとどまらず、今回の「タカハマ物語」での経験を礎として、御協力をいただいた方々や大学生、OBなどを含めて、みずから考え、企画し、実践するという創造力と成功体験が得られる場として、子供からの提案を軸に引き続き支援をしてまいります。

スポーツ施設につきましては、その運営手法が高く評価され、昨年、生涯スポーツ優良団体として文部科学省表彰を受賞された指定管理者、NPO法人たかはまスポーツクラブに引き続き管理・運営を委託するとともに、施設の老朽化に伴う設備の改修につきましても、碧海グラウンドのナイター設備の改修などを計画的に進めるとともに、昨年度から高浜高等技術専門校のグラウンドについて、学校が休みとなる土曜日、日曜日にグラウンドをお借りし、少年野球の方々が草の除去、砂入れなどのグラウンド整備をし、利用されている事例のように、既存の施設の有効活用も図ってまいります。

義務教育につきましては、教育委員会が策定した、教育基本構想において、その教育ビジョンを、「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」とし、高浜市の子供たちを、変化の激しいこれからの社会を生きぬくことができるようにするため、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体を学校だけでなく、家庭と地域社会と一緒にバランスよく育てることが大切としていることから、その中心軸となる幼・保、小、中一貫教育につきまして、学校、保護者、地域の三者の連携により、子供たちが成長の段階に応じて多くの皆さんに支えられていることを実感し、高浜を愛し、高浜でたくましく生きる郷土を愛する未来市民に育ってくれるような取り組みを教育委員会と連携しながら実施してまいります。

三者連携を具体化する方法といたしましては、定期的な情報交換の場を設けるだけでなく、お互いの立場を尊重し、それぞれの立場の皆さんの知見を集約する仕組みづくりと、さらにそれを

コーディネートする機能が必要とされていることから、新たに教育委員会内に設置される教育センターと連携し、市内各圏・各校が目指す幼児・児童・生徒の姿を共有し、協働して、体系的、組織的な教育を実現し、教育委員会が目指す教育基本構想の実現に向けて、共に推進してまいります。

子育ち・子育てを支える拠点である子育て施設の整備につきましては、平成24年度に策定される公共施設のあり方計画に基づき、老朽化に対する改修の必要性・緊急性の高い施設の改修工事を中心に対応してまいります。保育ニーズは、時の経済情勢等により非常に流動的であり、サービスの提供側も流動的な対応を求められていることから、保育ニーズの高い3歳未満児について、集団保育だけでなく、小規模な家庭的な雰囲気の中で保育を実施する家庭的保育所を現在の3箇所から、新たに保育所が運営する家庭的保育所を増設し、多様な保育ニーズに柔軟に対応するとともに、人のつながりやぬくもりを重視した保育サービスの充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援の人材育成も拠点整備と同様に重要であることから、「子育て家庭支援者養成講座」の開催など、家庭的保育を初め保育園や各種子育て支援のさまざまな場所で、子育て支援者として活躍をしていただけるようなソフト面の充実も図り、子育て支援の担い手となる人材育成を進めてまいります。

また、子供の健やかな育ちを支援し、安心して子供を産み育てることができるようにするため、市民予算枠を活用し、中学校卒業までの子ども医療費の無料化を引き続き実施してまいります。医療費の適正化を図るため、市民の皆様の御協力もあわせてお願いをしております。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

大家族が楽しく暮らせる生活環境を、まちの資源を活かしながら、みんなでまちのエネルギーを生み出すためには、まちの成長を支えるエンジンとして、産業を元気にすることと、住み続けたいと思える快適さとやすらぎのあるまちづくり、安全・安心が実感できる基盤づくりなどが必要です。そのために、まず、まちに活力を生み出す企業支援、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

高浜市企業誘致等に関する条例に基づき、製造業を営む新たな企業の誘致及び既存企業の事業規模拡大に対する支援の推進を引き続き実施し、新たな雇用の創出と安定した財政基盤の確保に努めてまいります。

また、企業誘致には、工業系の用地の創出が必要であることから、都市計画マスタープランの土地利用方針に位置づけられた内陸部の工業系市街地拡大について、積極的に取り組むとともに、民間事業者による企業進出の新たな動きなどの情報収集に努め、高浜市産業立地の促進に関する条例に基づく奨励措置等、事業の推進、関係機関と連携を図りながら、積極的な活動を引き続き

実施してまいります。

地場産業につきましては、窯業展出展事業、販路開拓事業及び三州瓦屋根工事奨励補助事業など、「三州瓦」の全国に向けた情報発信を引き続き支援してまいります。

中小企業者につきましては、がんばる事業者応援補助事業をリニューアルし、販路の開拓等を支援する内容を盛り込み、「新がんばる事業者応援補助事業」として実施してまいります。

さらに、商工業振興資金融資制度及び愛知県経済環境適応資金融資制度による信用保証料の補助金の実施などにより活性化を促すとともに、創業支援についても、たかはま経営塾への支援を初め空き店舗活用創業支援補助事業、創業支援資金利子補給金事業等により、創業を積極的に応援してまいります。

農業につきましては、安定的な農業経営のための優秀な人材の確保や、経営の多角化・法人化等を目指す農業経営者を積極的に支援してまいります。加えて、特産物開発プロジェクト会議及び農業関係者との連携により特産物の発掘及び商品開発に努め、地域農業の活性化を促進してまいります。

観光事業につきましては、刈谷市との定住自立圏共生ビジョンの観光分野における協力体制並びに市内の関連団体との連携体制を推進するとともに、高浜市観光協会の活動を支援し、魅力ある地域資源の発掘に引き続き努めてまいります。

次に市民の皆様が、住み続けたいと思える快適さを創出するためには、環境の美化が必要不可欠であることから、平成21年4月1日に施行されました「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」の「きれいで住みよい地域社会」を実現するように努めてまいります。

環境美化活動につきましては、地域の市民、事業者及び市が、それぞれの役割のもと協働して取り組んでいただいているところではありますが、さらに協力の輪を広げるため、環境美化推進員の活動内容を広報やホームページ等で広く紹介し、環境美化推進員の登録をふやすとともに、まち全体の環境美化に対する意識の向上に努めてまいります。

また、楽しく資源ごみ分別収集が学べるよう高浜エコハウスで実施しました分別大相撲など、子供たちが楽しみながら、ごみの分別について一緒に学び合い、競い合う場を通して、互いの分別意識を高め、ひいては家庭内での分別精度を高めるような環境学習にも取り組んでまいります。

さらに、環境に配慮した防犯灯の整備としまして、市民、事業者、関係機関と連携し、LED灯を活用し、環境保全と夜間、そして安心して歩ける明るく住みよい犯罪のないまちを目的とした防犯灯の整備を計画的に行い、市内にある2,158灯の防犯灯のうち、20Wの蛍光灯1,135灯を国の交付金を活用し、平成23年度、平成24年度でLED10Wの防犯灯に交換をし、環境保全と防犯インフラの整備の両面に配慮した取り組みを実施してまいります。

残り1,023灯の水銀灯につきましても、平成25年度以降古いものから順に省電力タイプの防犯灯に交換することを計画し、実施をしてまいります。

次に、住み続けたいと思える快適さの骨格となる交通網の整備につきましても、計画的に実施をしてまいります。

平成18年度より、愛知県において高浜立体事業として事業着手をいただいた衣浦大橋東交差点について、引き続き関係団体とともに連携を図り、幹線道路事業の早期完了に向け、事業主体である愛知県へ働きかけるとともに、生活道路につきましても市道港線を整備し、沿線住民が道路を安全に通行できることを目的に、道路幅員の拡幅、見通しの悪い区間の改良及び両側に歩道を設けることで、児童・生徒、沿線住民の安心・安全の確保を図ってまいります。

その他の幹線道路、生活道路につきましても、人口減少や超高齢社会への対応に向けて、日常生活に必要な道路網について優先順位をつけながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、やすらぎのあるまちづくりの中核となる空間として、愛知県において整備が進められております（仮称）高浜緑地に多目的グラウンドを整備する計画について、平成19年度と平成20年度の2カ年で改訂を行い、バイサイド計画の中で検討会を行った吉浜まちづくり協議会や渡し場かもめ会、商工会等の関係団体や知立建設事務所、衣浦港務所に御参加をいただき、地域の身近な遊び場として、野球やサッカー等の多目的広場や、海との触れ合いの場として利用できる安らぎのある空間として整備されるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、安全・安心が実感できる基盤づくりについても計画的に実施をしてまいりたいと考えております。

いまだ記憶に残る昨年の東日本大震災の甚大な被害、特に尊い命を落とされた方の9割以上が津波による被害であったことは、沿岸部に面している本市においても決して対岸の火事ではなく、津波対策は最重要の課題の一つであると考えています。

津波被害から逃れるためには、いかに早く高い場所に避難するかが重要であり、そのためには常日ごろから訓練と、一人一人の自助意識の高揚が重要と考え、平成23年度に完了する「標高の見える化」の実施は、まちなかの電柱約500カ所、避難所等100カ所程度に標高を示し、住んでいる地域の高さを知ってもらう事業であり、これにより自助意識を高めてもらうことが目的の事業ですが、平成24年度は第2段階として、地域の御意見を参考にしながら避難経路について検討していただくこととしており、一人一人が自助意識を高め、地域の安全を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、緊急地震速報や大津波警報などの災害情報をいち早く周知するため、昨年整備しましたJ-ALERTでの災害情報を一斉送信できるようにするとともに、水害ハザードマップでの津波の浸水域及び東海豪雨で浸水した区域などを対象区域として、新たに同報系防災無線の整備、屋外拡声器の設置と、移動系の防災無線をデジタル化することにより、災害対策本部と避難所及び現場との情報伝達、避難所間の情報共有を図れるようなインフラ整備も進めてまいります。

さらに、震災の教訓として、想定外の被害に対する防災対策のネットワーク化の重要性が明ら

かになったことから、従来実施していた総合防災訓練のあり方について、「自助」「共助」「公助」の観点から課題を抽出し、現状の把握と同時に地域防災のネットワーク化について、高浜市の未来を創る市民会議の防犯・防災部会において、地域防災ネットワークをテーマとするとともに、外部講師を招いて課題を精査しながら検討を進め、本市に合った地域防災ネットワークを構築してまいります。

行政や個人では対応できない公と私のすき間を埋めることができるのが、町内会やまちづくり協議会が軸となっている自主防災組織であることから、自主防災組織を充実させ、地域防災力の強化を図るとともに、個人でできる防災対策としても引き続き耐震診断及び耐震改修費補助並びに家具転倒防止器具の取り付けなどの補助を継続し、「自助」についての普及啓発も行ってまいります。

以上のように、震災の教訓から、防災にはソフト・ハードを両輪とする対策が必要であることから、平成24年度に新設される都市防災グループを中心に取り組んでまいります。

他方、安全・安心が実感できる基盤づくりとして、大規模災害の備えとあわせて重要なのが、日常的に起こる交通事故や犯罪に対する備えです。交通事故をなくすには、市民一人一人が交通ルールを守り、常に自らの問題としてとらえ、交通マナーの向上に努めることにあることから、春、夏、秋及び年末の年4回、交通安全県民運動の期間中に行う一斉大監視活動及び街頭啓発活動、交通安全早朝パトロール、保育園・幼稚園・いきいきクラブ・企業等を対象とした交通安全教室などを通し、今後も警察、関連機関、団体と連携を保ちながら、交通安全活動を強力に推進してまいります。

また、町内会を初めとする地域から要望のある道路標識や交通規制等につきましても、できる限り迅速に地域の声を警察に届けてまいります。

さらに、身近における犯罪などの危険から身を守ることは、まちづくりの根幹にかかわることから、高浜市犯罪のないまちにしよう条例に基づき、みずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域で守るという意識を持ち、市民、地域、事業者、関係機関と行政が一体となって犯罪防止活動を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちを目指してまいります。

町内会から御推薦をいただいた委員さんを中心に構成されている防犯委員会による街頭での啓発活動や、防犯パトロールの実施と、まちづくり協議会の防犯会議には職員が参加し、情報交換をさせていただくなどの活動に加え、愛知県で実施しているインターネットを利用した地域安全の取り組みである事件等に関する情報と、皆様の安全に役立つ情報を携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」の周知など、まちづくり協議会等自主防犯団体へ呼びかけるとともに、地域団体の自主性を尊重しながら活動の活性化を図り、防犯委員会を中心に各種団体組織との情報交換に努め、地域の防犯のマンパワーの向上に努めてまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

一人一人が、いつまでもその人らしく生き生きと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、温かく包み込む大家族をつくっていくためには、近所に知り合いがない、行き場がない、ひとり暮らしで病気になったときは不安といった、当事者の孤独感を解消することが重要であると考えます。孤独感の解消には支援者の輪を広げ、手助けが必要な人に対して、地域や関係機関と連携して、おのおのの事業に合った適切な支援や相談を受けられる体制を分野ごとに丁寧に構築する必要があると考えます。

まず、チャレンジドの「働きたい」の実現に向けた支援体制の整備といたしましては、これまでいきいき広場の地域包括支援センター内の障害者相談支援事業所で、障がいのある方の地域生活をサポートする身近な相談窓口として、精神保健福祉士などの専門職を配置し、相談支援機能の充実を図るとともに、障がいのある方の就労を含めた地域生活を総合的にサポートする総合コーディネーターと、就労支援を主に担う就労担当相談員を新たに配置し、障がいのある方の生活の場と就労の場の確保に向けた総合的な相談支援を行ってまいりましたが、「働きたい」の実現のためには、長期的に一貫した取り組みが必要であるため、引き続き総合コーディネーターが中心となって、障がいのある方の生活の場と就労の場の確保に努めてまいりたいと思っております。

長引く景気低迷の影響を受け、障がいのある方の就労については依然厳しい状況にありますが、一般就労の場の確保に向け、リストアップした企業を対象に、実習受入先の開拓を行うとともに、障がいのある方の実習への参加意欲が向上するよう、事業所等体験実習手当金支給制度の対象を拡大し、引き続き就労の場の確保に向けた支援に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、企業や事業所の方に対しても、障がいのある方の就労についての理解促進を図るとともに、障がい児やその保護者の方に対し、就労について早くから意識していただくために、「たかはまはたらコセミナー」の開催や、「たかはまはたらコ通信」の発行を継続的に実施するとともに、現に一般就労されている方が継続して就労できるよう、雇用している企業等への支援も継続して行ってまいります。

次に、子供の育ちを一貫して見守り支援するために、いきいき広場3階に設置した「こども発達センター」について、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士といった子供の発達に関する専門職を配置し、さらに、保健師や保育士、教諭など関係者が集まり、チームでの子供の成長支援とあわせて親支援を継続して実施をしてまいります。

開設時の目的であります子供の出生から継続して支援ができるよう各機関が連携し、子供の将来の地域生活を見据え、ライフステージに応じた相談や支援を行うための拠点を引き続き目指すとともに、今後は個別の相談事業や情報提供に加え、こども発達センターからの情報発信も実施してまいります。

また、児童・生徒の健全育成の充実・強化の観点から、小・中学校の不登校相談事業を全世代

楽習館からいきいき広場に移し、小学生や中学生の相談も同じ場所、同じフロアで実施し、子供の発達において重要な小学校、中学校の9年間の義務教育期間の相談体制をさらに充実・強化させ、新たに発達専門相談員を配置し、多様な子供そして保護者の課題に対応してまいります。

小学校就学前の健診機会としての5歳児健診につきましても、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時など状況が変わる中、支援が途切れることのないように引き続き継続するとともに、地域生活支援システム「きらり」も活用し、子供の個々に応じた発達を支援してまいります。

以上の内容につきましては、障害者相談支援事業所に新たに配置された総合コーディネーターと連携し、中学校や高校の卒業後の就労までの一貫した支援、生涯にわたる支援ができる支援体制を構築し、実施してまいりたいと考えています。

介護体制の整備につきましては、平成24年度に小規模特別養護老人ホームの整備を計画しており、現在、国のモデル事業として実施しています24時間対応定期巡回・随時対応サービスにつきましても、今後、国が示す人員・設備・運営基準を踏まえ、実施に向けて検討するとともに、介護予防体制として平成23年4月からスタートしています「いきいき健康マイレージ事業」の充実を図ってまいります。

健康づくり活動につきましては、「自分の健康は自分でつくる」という理念のもと、積極的に御自身の健康づくりに励む高齢者の方々に、自分自身の暮らしの中に無理なく、楽しく、継続できる健康づくりを、専門知識を有する保健師と相談の上で決定することが有効であると考え、既に多くの方に御利用いただいておりますが、より多くの方が利用していただけるよう活動内容の紹介などを通じて、引き続き「いきいき健康マイレージ事業」を介護予防施策の柱の一つとして推進してまいります。

さらに、平成23年度から、高齢者の皆さんが人生を謳歌し、その人らしく生き生きと生きられる「生涯現役のまちづくり事業」の構築に向けた調査研究を本格的に始めており、市内各所の社会資源を活用するなどして、高齢者の皆さんが健康であり続ける仕組みづくりについて、関連する施設のみならず企業資源とも連携をしながら取り組んでまいります。平成24年度は、一部において実験、実証を開始し、平成25年度事業へつなげてまいります。

平成8年に福祉のワンストップサービスを目指し開設したいきいき広場は、高齢者から始まり、障がいのある方そして子供を加えさまざまな事業を効果的に実施してまいりましたが、今後も当事者の孤独感を解消し、高浜市が目指す生涯を通じた「たかはま版地域包括ケアシステム」が構築できるよう努めてまいります。

最後に、本市の地域医療につきましては、これまで高浜市医師会及び歯科医師会の先生方の献身的な御尽力により支えられておりますことは御案内のとおりであり、休日における第1次救急医療体制につきましても、医科・歯科ともに在宅当番医制により緊急時の初期疾患に迅速に対応

していただき、市民の皆さんが安心して受診いただける環境が整っているところです。

しかし、一方で、病院の診療受付時間に関係なく、自分の都合のよいときに診療を受けようとするコンビニ受診が全国的にも社会問題となっており、病院勤務医の負担軽減のため、かかりつけ医の利用を促進する施策と、病・診連携の強化が図られる環境整備が求められています。

このような問題に対処するため、高浜市、刈谷市、知立市及び東浦町が連携して策定した衣浦定住自立圏共生ビジョンの生活機能の強化の中で、地域医療連携ネットワークの構築事業に取り組むこととしており、刈谷豊田総合病院と圏域内の診療所をインターネットで結び、紹介時の健診予約、検査予約の効率化や診療情報の共有化など、刈谷豊田総合病院を中核とした地域医療連携ネットワークを構築してまいります。

これにより、病院への救急患者の集中緩和やかかりつけ医の利用促進につながり、それぞれの医療機関の役割が明確になるとともに、必要な医療を適切に受ける環境が整備されて、地域医療がさらに充実していくものと考え、引き続き地域医療の充実に努めてまいります。

以上を申し上げますが、23年度に続き自治基本条例と第6次総合計画を両輪として、防災を初めとした重点施策を進めてまいります。新たに教育と生涯学習の2本の構想が策定されたことを受け、平成24年度は健康と子供を軸に関連事業との相乗効果を発揮させつつ、施策の展開を図ってまいります。

よく、一つのことをなすために整えるべき要件として、「天の時・地の利・人の和」というフレーズが語られます。冒頭申し上げました「結」の再生は一朝一夕でなし得るものではなく、相当な時間と丁寧な対応が必要であると考えますが、時代は、多様化という要請に対応した「天の時」を迎え、これまで私どもが取り組んでまいりました地域の個性、独自性を育成・発信するという「地の利」の生かし、公共・民間・市民等地域全体の知恵や活力を結集し、持続的に発展させるというシナリオを描き、「人の和」を形成してまいりたいと考えています。

一つ一つの事業は、今という時間と空間の中で進められていきますが、人と組織は相互に作用しながら次の時代へ向かっていきます。こうした時間と空間、そこで活動する人と組織が一体となって、初めて地域経営の新しい展開が可能となると考えています。それぞれの事業を「大家族たかはま」という森を創る一つ一つの種として見ていただき、歩みをとめず進んでまいりますので、今後とも議員各位並びに市民の皆様のお力添えをいただきますことをお願い申し上げ、平成24年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） おはようございます。

それでは、平成24年度高浜市教育行政方針を申し上げさせていただきます。

初めに、平成24年度は、高浜市教育の新たなスタートの年となります。2年の歳月をかけ、多くの人々の思いを凝縮した高浜市教育基本構想が船出します。そこに掲げた高浜教育ビジョンは、「高浜を愛し、高浜市の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」であります。高浜市の子供たちを、変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるようにするために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要だと考えています。子供たちが、自分の暮らすまちや、そこで共に生活する地域の人とのつながりに愛着や誇りを持ち、将来もこのまちに住み続けたいと願う子供を育てるために、本年度より教育センターグループを立ち上げさせていただき、高浜市の全教職員の知恵と工夫を結集してまいります。

また、中学校では新学習指導要領が全面的に実施されます。小学校と同様に新学習指導要領になっても、教育において目指すところは「生きる力」をはぐくむことであることに変わりはありません。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目標としており、その考えは揺るぎないものです。この「生きる力」を身につけるため、毎日の学校生活を明るく充実したものにしていきたいと思います。

これより、平成24年度における取り組みについて述べさせていただきます。

1、幼・保、小・中一貫教育の創造では、市内各園・各校が目指す幼児・児童・生徒の姿を共有し、協働して体系的な教育を実現するために教育センターを設置し、高浜版指導法の確立を進めてまいります。小1プロブレムや中1ギャップに対応するために、12年間の学びを踏まえた指導法改善や教材開発を積極的に行ってまいります。さらに、幼児・児童・生徒の実態を踏まえて、少人数指導や1学級を複数の教員が指導する授業のあり方を見直し、個に応じた指導法を工夫してまいります。

また、文化や伝統の継承・発展の取り組みとしましては、高浜の持つ文化や伝統をまちの資源（ひと・もの・こと）と考え、目指す幼児・児童・生徒の姿に迫るために必要な力を探るとともに、高浜カリキュラム策定委員会を立ち上げ、各学年で系統性を持った指導ができるように、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間のカリキュラムの作成を目指してまいります。

2、確かな学力の向上をめざして。

（1）教師力・授業力の向上では、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の授業力向上を目指してまいります。そのためには、教育センターと校長会や教頭会等が連携をとりながら、高浜教育の調査や研究を充実する必要があると

す。これまで行ってきた教職員のための研修を見直し、10年後の高浜市の教育に必要な教職員の資質と指導力を向上させるため、一斉研修の日を設け、市内一斉授業研究会を実施してまいります。

また、確かな学力が身につく仕組みとしましては、学校支援ボランティアを養成する仕組みをつくり、学校教育を充実させると同時に、地域の教育力を高めることが大切となりますので、その準備を進めてまいります。そして、基礎的・基本的な学力が定着するように、幼児・児童・生徒の脳の前頭前野の発達に応じた学習内容の実践研究を進めるほか、生きる力の基礎や人間形成の基礎を培うための体験や経験をする場を確保し、高浜学力検定実施に向けての準備を進めてまいります。

(2) 中学校新学習指導要領の本格スタートでは、教育課程編成の一般方針として、次の3点を重視してまいります。

まず、1点目は、個性を生かす教育、言語活動の充実と学習環境の確立です。各教科において主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努め、生徒の発達段階を考慮して言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習指導が確立するような取り組みを進めてまいります。

2点目は、道徳教育の充実です。教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮してまいります。特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけるようにすることなどに配慮したいと考えています。

3点目は、食育・体育等の推進向上です。保健体育科の時間はもとより、技術家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努め、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮してまいります。

(3) 新しい学びプロジェクトでは、「新しい学びプロジェクト～市町村と東京大学による協調学習研究連携～」に参加して2年目を迎えます。今まで、子供たちの「学びあい」を中心として、習得、活用、探求の要素を取り入れた協調学習の研究を重ねてまいりました。子供たち一人一人のわかり方は多様です。このわかり方の多様性を生かす学習を、本年度も翼小学校を研究指定校とし、南中学校とともに協調学習に関する研究を行ってまいります。和歌山県・兵庫県の現場の教師や教育委員会と連携し、子供一人一人が主体的に学習する協調学習を引き起こす授業づくりを目指してまいります。

(4) きめ細やかな指導の充実では、児童・生徒一人一人の学力の定着を図るためには、きめ

細かな指導が不可欠です。これまでサポートティーチャーを各校に配置し、算数・数学及び英語において少人数指導の充実を図ってまいりました。少人数指導は各校で効率よく有効な活用がなされていますが、より一層子供たちの実態にあわせた指導方法や効率的な取り組みをする工夫も必要となっています。本年度は習熟度別少人数指導の授業方法を再検証し、少人数指導の有効性を最大限に引き出す取り組みに努め、きめ細かな指導を実施し、子供の個に応じた学力の向上に努めてまいります。

(5) 特別支援教育・外国人支援教育の充実では、子供たちにきめ細かい学習支援と生活支援が個別にできる体制として、スクールアシスタントや通級指導担当者、スクールサポーターを必要に応じて配置してまいりました。障がいを持った子供たちに対して、取り出しや入り込みによる指導、困り感に寄り添うきめ細かな学習支援や生活支援が大変有効であることから、引き続きこれらの人的支援をしてまいります。外国人児童・生徒については、平成23年度は約150名が市内小・中学校に在籍していました。外国人児童・生徒通訳者を2名配置し、通訳翻訳活動、相談活動、言語指導など細やかな対応を行っているところであります。また、日本の生活習慣になれていない児童・生徒が、日本語や日本の文化・習慣等を集中して学び、その後、学校・学級になじめることを目的として始めた外国人早期適応指導の取り組みも成果を上げており、今年度も継続して実施してまいります。

3、発達段階に応じた教育の実現に向けた学校間連携の強化では、幼・保、小・中一貫教育の実現に向けて、保護者、地域と学校が協働して学びや育ちをつなぐ仕組みを開発することが必要です。そのために、幼児・児童・生徒の学びや育ちについて継続的に見守り、はぐくむ仕組みを構築してまいります。幼・保、小・中の幼児・児童・生徒の様子について、教員同士、教員と保護者が定期的に情報交換する場を持ち、幼・保、小と小・中の中で学校間連携情報交換会を定期的実施してまいります。また、行事への相互参加、入学説明会、部活動見学会、授業体験等の場で、子供間、子供と教員間の交流を積極的に実施してまいります。

さらに、幼・保、小・中の一貫性を実現させることを想定し、学びをつなぐ基礎として、各発達段階もしくは学年に応じた生活習慣と学習習慣の目安を作成する準備にとりかかってまいります。そして、子育てや教育に関して、保護者や教職員が随時相談できる場として、こども発達センターと連携し、相談機能の充実を図ってまいります。

4、個に応じた教育の充実では、平成19年に特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、特別支援教育、特別支援学級、特別支援学校という名称もすっかり定着してまいりました。学校での個別の教育支援計画は、子供たちのニーズに応じた指導を行う上で、必要不可欠な存在となっています。

個に応じた教育の実現のため、こども発達センターと連携し、一人一人の乳幼児・児童・生徒のニーズに応じた支援と、それにかかわる保護者支援を進めてまいります。こども発達センター

での健康診断と各園・学校でのスクリーニングを実施し、それぞれの問題点の整理や、健康診断とスクリーニングの実施からその後の保護者との相談までの流れを確立してまいります。そして、専門家チームと各園・学校との連絡会や、こども発達センターの専門家チームが、各園・学校を巡回訪問するための支援を行ってまいります。

さらに、乳幼児・児童・生徒の実態を多面的に把握し、一人一人のニーズに応じた支援が継続的・発展的に一貫して行われるためのシステムを構築するために、地域生活支援システム「きらり」と「個別の支援計画」との連動を図り、生涯にわたる切れ目のない支援に近づけてまいります。

また、各園・各校が、幼児・児童・生徒への理解を深め、特別支援教育を推進する力そのものを向上させるために、各園の職員が入学した園児のいる学校を訪問し、授業参観・情報交換会を実施し、個に応じた教育の充実を図ってまいります。

5、安らぎと魅力のある地域の学習拠点の確立では、学校を学びの拠点とし、地域の活動を行う場、地域の住民が子供たちと交流する場となるようにしていくための条件整備を行ってまいります。市民の知的関心を喚起し、高浜市の文化を継承、開発、発展させるために、地域に学ぶ仕組みをつくってまいります。そのため、生活科、総合的な学習時間、行事などに地域の方に入り込んでいただき、共に活動できるような行事や単元の設定と、地域行事に幼児・児童・生徒が参加・参画し、地域に学ぶ活動を各校で積極的に展開してまいります。

6、地域で子どもを育む教育環境の整備では、学校、家庭、地域が将来の高浜市民を育てるために、それぞれができることを確認し、協働するための学校づくり評価活動を進めます。これまで開かれた学校として保護者や地域住民の方々に直接説明責任を果たしていくために、教職員による自己点検の実施・結果の公表・更新策の策定等に取り組んでおり、年々充実したものとなってきています。自己評価、学校関係者評価の取り組みに加え、地域の人々とともに学校づくりをしていくための評価システムを築いてまいります。昨年度より第三者評価委員会を設置し、有識者等による第三者評価を行ってまいりました。自己評価、学校関係者評価、第三者評価を通して、学校が取り組んだ施策の有効性が検証されるとともに、新たな施策を考える過程で、教職員だけでなく、より客観的で専門的な見地からの考えを知ることができ、学校にとって極めて有効でありますので、本年度も第三者評価事業を継続してまいります。

7、市民の学び舎となる教育環境の整備では、学校は、児童・生徒等にとっては学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場であり、公教育を支える基本的施設です。また、地域の皆さんにとっては、自分や子供の母校という強い思い入れにとどまらず、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場となる地域コミュニティの拠点として、さらには地震等の非常災害時には応急避難場所などの地域防災拠点としても重要な役割を担っており、その安全性は極めて重要であります。学校施設の整備に当たっては、各小・中学校からの要望に基づき、現場を確

認し、幼児・児童・生徒や地域の人々の安全を最優先に考えながら、学校と協議し改善してまいります。

なお、学校施設の老朽化に伴う小規模な修繕につきましては、各小・中学校に対して学校からの要望に応じて計画的に予算を配当し、各小・中学校が迅速に修繕を実施できるような体制をとってまいります。また、学校施設の建て替えまでの延命化を図るために、計画的に修繕・改修を進める必要があることから、検討委員会を立ち上げて検討してまいります。

終わりに、ことし1月に発表された厚生労働省の人口推計では、2055年の人口は2010年比約3割減の9,000万人まで減少するということでもあります。今後、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、人間関係の希薄化が懸念されます。日本の教育の目指すべき姿を、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成ととらえ、本年度から高浜市教育基本構想を基盤に教育行政を進めてまいります。学校は、保護者や地域の方々と密接に連携し、協力し合い、教育の諸問題の解決に向けた取り組みをしていくことが求められています。

教育委員会では、高浜市生涯学習基本構想に掲げる基本目標（1）「まなび」の芽を発芽させよう。（2）「まなび」の芽を育てるために、みんなで水や養分を与え合おう。（3）「まなび」の根っこをしっかりと大地へ下ろし、芽を大樹のように育てていこうの考え方に沿って、子供たちの健やかな成長を願い、一人一人の教員の教師力を高めるとともに、学校現場が生き生きと教育活動ができるよう点検・評価を行いながら、引き続き人的・物的支援や当面する教育課題に対する指導・助言・支援をしてまいります。

以上が、平成24年度の教育行政方針であります。何とぞ御支援のほどよろしく願いをいたします。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で、教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時4分休憩

午前11時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、現委員、篠田裕重氏が、本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく、提案をさせていただくものであります。

同氏は、会社経営に携わられる一方で、愛知県陶器瓦工業組合理事、高浜小学校PTA会長、刈谷労働基準協会高浜支部支部長を務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。

平成21年4月より、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と豊かな御経験は、固定資産評価の不服の審査・決定に当たり、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第1号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第1号から議案第16号までを、会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、議案第1号から議案第4号までの4議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について

御説明を申し上げます。

本案は、我が国に在留する外国人住民について、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えるための住民基本台帳法の一部を改正する法律と、外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カードを発行するとする「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が、第171国会で成立し、平成21年7月15日公布、本年7月9日に施行となりました。このことに伴い、関係する条例7本について所要の規定の整備を行うものであります。

お配りしてございます新旧対照表と議案参考資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の高浜市使用料及び手数料条例の一部改正は、手数料の種類、金額等を定める別表第5において、外国人登録原票記載事項証明手数料を削るものであります。

第2条の高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正、第3条の高浜市遺児手当支給条例の一部改正では、扶助料及び遺児手当の支給要件から、それぞれ「外国人登録法に基づくもの」を削るものであります。

次に、第4条の高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正では、印鑑の登録資格について定める第2条第1項において、第1号及び第2号を削り、「印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、第4条第4項第1号では、印鑑登録を行う際の本人確認を行うための提示文書から、「外国人登録証明書」を削るものであります。

第5条の改正は、印鑑登録ができない印鑑について定める第2項第1号において、「外国人登録原票」を削り、「住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称、又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」に改めるものであります。

また、新たに第3項として、市長は、法第30条の45に規定する外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民のカタカナ名による印鑑登録ができるものとしたしております。

第6条印鑑登録原票の登録事項及び第10条印鑑登録証明書の記載事項の改正は、いずれも氏名の次に「通称」を加えるとともに、新たに非漢字圏の外国人住民の「氏名のカタカナ表記」を加えるものであります。

次に、第5条の高浜市民間賃貸住宅家賃助成条例の一部改正では、家賃の助成要件を定める第3条第1項第1号において、世帯要件から、「外国人登録法」及び「外国人登録原票」を削るものであります。

次に、第6条の高浜市在日外国人福祉給付金支給条例の一部改正では、外国人の定義を「廃止前の外国人登録法に基づく外国人登録原票に登録され、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者」といたすものであります。

第7条の高浜市住民投票条例の一部改正では、被登録資格について定める第10条において、投票資格者名簿の登録は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で高浜市の住民票が作成された日から引き続き3カ月以上高浜市の住民基本台帳に記載されているものについて行うものとし、ただし、永住外国人については、被登録資格者のうち規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をした者に限る」といたすものであります。

最後に、附則におきまして、本条例の施行日を、平成24年7月9日とし、そのほか第4条の規定による高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に伴う印鑑登録の取り扱い、第5条の規定による高浜市民間賃貸住宅家賃助成条例の一部改正に伴う経過措置、第7条の規定による高浜市住民投票条例の一部改正に伴う経過措置を、それぞれ定めるものであります。

次に、議案第2号 高浜市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は、平成23年9月議会において、寄附金税額控除の範囲の拡大として、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金について、個人住民税寄附金税額控除の対象といたすとともに、対象となるNPO法人を第33条の7第1項第11号において、寄附金の募集を行うNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を「別に条例で定める」とし、御承認をいただいたところであります。

今回、その「別に条例で定める」といたしましたところを「別表に掲げる」とし、附則の次に別表として、市内NPO法人8団体を個別に指定するものであります。

指定いたしますNPO法人は、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした地域活動を、市内又は市民に対して実施しているNPO法人のうち、今後も引き続き同様の活動を行うとする団体でございます。

指定に当たりましては、NPO法人の指定に関する申出書のほか、NPO法人の設立認証書、定款の写し、直近の事業報告及び財務諸表の提出をいただき、それぞれ審査の上、今回の指定に至っております。

なお、本条例の施行につきましては、附則において公布の日からとし、第2項では、経過措置として、改正後の高浜市税条例第33条の7第1項第11号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用することといたしております。

続きまして、議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料としてお配りしてございますA3版の資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地域主権一括法が、平成23年5月2日に公布され、この法律の中で、公営住宅法の改正が行われ、入居者資格要件において、「同居親族要件」と「特定要件」である「公営住宅法施行令で定める老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者」が廃止

され、入居資格の拡大が図られております。

その一方で、各自治体にあつては、地域の住宅事情に応じ、引き続き廃止となる入居資格要件が必要と判断される場合には、公営住宅法改正の施行日、平成24年4月1日までに、条例において規定するものとされております。

そこで本市にあつては、生活に困窮する低額所得者、生活弱者への住宅供給、住宅セーフティネットの視点、また市営住宅の間取りが家族向けであることなどから、引き続き現状を維持するための措置を講ずるものであります。

次に、改正の具体的内容でございます。

まず、第1条の高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正では、市営住宅の入居者の資格について規定する第6条第1項において、第1号で規定する「同居親族要件」を継続して行うものとし、特定要件である「老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者」につきましては、その基準を規定する「公営住宅法施行令第6条第1項」が廃止されたことに伴い、同内容の基準を規則で定め、規則で定めるものについての資格要件を「第2号から第5号まで」に改めるものであります。

次に、家賃の納付について定める第17条第2項の改正は、毎月の家賃納付期限において、他の市税等の納付期限との整合を図るため、12月については25日を期限といたすものであります。

続きまして、第2条 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正では、第13条第3項において、借上公共賃貸住宅の家賃及び駐車場料金の納付について、ただいま御説明を申し上げました高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例第17条の改正と同様の措置を講ずるものであります。

なお、本条例の施行につきましては、附則第1項において、平成24年4月1日からとし、第2項において、改正後の条例第6条の規定につきましては、施行日以後の申し込みを行う場合に適用し、施行日前に入居申し込みを行った場合については、従前の例によるといたすものであります。

最後になりますが、議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

本案は、議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備で申し上げました提案理由と同様に、「住民基本台帳法の一部改正」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」による外国人登録法廃止に伴い、規約について所要の規定の整備を行うもので、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会に提案いたすものであります。

次に、規約変更の内容でございますが、規約第17条第1項第1号、広域連合構成市町村の負担

金の額について定める「別表第3」において、人口割について規定しております備考欄「第1項」及び「第2項」から、「外国人登録原票」を削るものであります。

なお、附則第1項において施行日を平成24年7月9日からとし、第2項において、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第3の規定は、平成25年度以降の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、従前の例によるものといたしております。

以上、4議案について御説明を申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について御説明いたします。

初めに、この条例制定に至った経緯から御説明申し上げますと、昨年10月1日に、東京都と沖縄県を最後に、全都道府県で暴力団排除条例が施行されました。愛知県では、昨年4月1日に施行されており、この中で県発注工事への暴力団の参入や、県の施設での催し事の開催は規制しておりますが、市町村の発注工事や施設までは規制の対象にしておりません。このため、各市町村で条例制定を行うものでございます。

それでは、高浜市暴力団排除条例の中身についての説明をいたします。

第1条では、市及び市民が一体となって、市民の生活や地域経済の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するなどをこの条例の目的といたしております。

第2条は、用語の定義を規定しており、第1号の暴力団とは、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体としており、第2号の暴力団員とは、その対象は指定暴力団の構成員等に限定せず、広く暴力団の構成員としております。

第3条は、基本理念について規定したもので、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本といたしております。

第4条では、市の果たすべき責務を規定しており、第1項において、市が基本理念にのっとり暴力団員による不法な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を推進すること、第2項において、市が暴力団の排除に資すると認められる情報を知った際に、警察や関係する行政機関に対して当該情報の提供を行うことを規定いたしております。

第5条は、市民及び事業者の果たすべき責務について規定いたしており、第1項では、市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するため、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること。第2項は、市民や事業者は、社会生活や事業活動を営む上で、暴力団に関するさまざまな情報を保有していることが考えられることから、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならないとし、第3項においては暴力団の排除に資する情報を知ったときの市等への情報の提供について規定したものでありま

す。

第6条では、市の事務及び事業における措置を規定しております。例えば暴力団員や暴力団員と密接な関係を有する者を、市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものであります。

第7条では、暴力団が市の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないように公の施設の利用許可権者が必要な措置を講ずるものとして規定しております。これは暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるときに、公の施設の利用を許可せず、または利用の許可を取り消し、または利用の中止を命ずることができることを規定したものであります。

第8条は、市民等に対する支援です。これは暴力団排除のための活動を行うに当たり、市民及び事業者が独自の力でそれを行おうとしても、そのために必要な情報等を十分に保有していないと思われることから、暴力団排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものでございます。

第9条は、青少年に対する指導等であります。青少年が暴力団へ加入しないこと及び暴力団からの影響を受けないようにするため、市や市民の地域社会全体において、青少年に対し暴力団排除の重要性を理解させるための指導や、助言等の適切な措置を講ずることに関して規定いたしております。

最後に第10条では、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が県や推進センター等と連携し、広報及び啓発を行うべきことについて規定いたしております。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） それでは、議案第6号から議案第11号までの6議案につきまして、順次説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 新たに土地が生じたことの確認についてであります。参考資料の9ページの位置図もあわせてごらんください。

本案は、平成9年9月本高浜市議会定例会におきまして、愛知県が施工する衣浦港高浜地区の公有水面埋め立てについて異議がない旨の御可決をいただいて以来、14年3カ月の年月を経て、本年1月16日に、衣浦港高浜地区の公有水面埋め立て事業がしゅん功したことに伴い、本市の新田町五丁目77番地及び芳川町一丁目9番地に面する防潮堤敷地並びに芳川町一丁目162番地の地先公有水面埋立地に、新たに土地2万1,318.58㎡が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により当該埋立地の土地確認手続を行うためであります。

次に、議案第7号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について、御説明申し上げます。

本案は、ただいまの議案第6号 新たに土地が生じたことの確認についてに関連しまして、衣浦港高浜地区の公有水面埋立事業がしゅん功したことに伴い、新たに土地2万1,318.58㎡が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、本年4月1日から本市芳川町一丁目に編入いたしたく、町の区域の変更を行うためであります。

続きまして、議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、常勤の特別職であります市長、副市長に支払われる給料を減額して支給する期間を、さらに1年間延長し、平成25年3月31日までといたすもので、市長にあっては給料の月額を20%、副市長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給するものであります。

続きまして、議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、公益法人制度改革関連3法が平成20年12月1日に施行され、財団法人愛知県市町村振興協会が本年4月1日に公益財団法人愛知県市町村振興協会に名称移行することに伴い、条文の整備を行うものであります。

改正の概要であります。職員を派遣することのできる団体を規定する条例第2条第1項中、第4号に定める財団法人愛知県市町村振興協会を公益財団法人愛知県市町村振興協会に名称を改めるものであり、附則において平成24年4月1日から施行といたすものであります。

続きまして、議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、議案第8号と同様に、現下の社会経済情勢にかんがみ、教育長に支払われる給料を減額して支給する期間を1年間延長し、平成25年3月31日までといたすもので、給料の月額の10%を減額して支給するものであります。

最後に、議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、本年1月4日をもって、愛知郡長久手町が市制を施行し、あわせて尾張旭市長久手町衛生組合が名称を変更したことに伴い、規約の改正をお願いするものであります。

改正の概要であります。組合議会の議員定数を定める条例第5条第1項では、その定数を13人から14人に改めるものであります。

組合を組織する地方公共団体を定める別表第1では、長久手町を長久手市に、尾張旭市長久手町衛生組合を尾張旭市長久手市衛生組合に改めるものであります。

また、組合議会の議員の選挙区等を定める別表第2では、3区に割り振りされていた長久手町と尾張旭市長久手町衛生組合を、市制施行に伴って1区に割り振られたことにより、当該選挙区の議員定数を4人から5人に改めるものであります。

なお、附則の第1項では、施行期日を愛知県知事の許可のあった日からとし、変更後の別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用し、第2項では別表第2の規定については、愛知県知事の許可のあった日以後、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するをいたしております。

以上6議案につきまして、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から、いきいき広場3階のこども発達センターに、新たに発達専門相談員を設置することに伴い、非常勤の職員の報酬の額を定める別表に、発達専門相談員の報酬月額16万4,000円を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成24年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定を行うため、保険料率について改正をお願いするものでございます。

第11条、保険料率では、平成24年度から平成26年度までの保険料率について、現行の所得段階区分9段階を12段階といたし、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな措置を講じております。

具体的には、基準となる月額保険料を、第4期の4,400円から5,260円に改正するため、第11条の第1号を3万1,560円に、第2号を同じく3万1,560円に、それぞれ改めております。

次に、第3号を4万7,340円に改め、附則第3条において、この第3号に該当する者のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が120万円以下のものについては4万1,028円とした3年間の軽減措置を講じております。

現行の第4号保険料基準額は6万3,120円とし、附則第4条において、この第4号に該当する者のうち、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下のものについては5万3,652円としております。

次に、第5号につきましては7万2,588円、第6号につきましては7万8,900円と改めております。

続きまして、現行の第7号につきましては、被保険者の負担能力に応じて2つの段階に区分し、第7号は、合計所得金額200万円以上350万円未満として9万4,680円、第8号は、合計所得金額350万円以上500万円未満として9万7,836円といたしております。

同様に、現行の第8号につきましても、負担能力に応じて2つに分割し、第9号は、合計所得

金額500万円以上700万円未満として11万460円、第10号は、前各号のいずれにも該当しないものとして11万6,772円といたしております。

なお、附則におきまして、この条例は平成24年4月1日から施行することといたしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の7ページ、8ページもあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地域主権一括法の第2次分によりまして図書館法が一部改正され、これまで法律で定められていた図書館協議会の委員の委嘱・任命の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。図書館協議会について規定する第4条に第3項として、新たに「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。」を加え、以下の項を繰り下げるとともに、条文の整備を行うものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日からといたすとともに、現に委嘱されている図書館協議会の委員は、改正後の規定により委嘱された委員とみなすことといたしております。

続きまして、議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、議案第14号と同様に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、博物館法が一部改正され、これまで法律で定められていた美術館運営審議会の委員の委嘱・任命の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。美術館運営審議会について規定する第12条第4項を「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。」とするものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を平成24年4月1日からといたすとともに、現に委嘱されている美術館運営審議会の委員は、改正後の規定により委嘱された委員とみなすことといたしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、教育基本構想を着実に進めるため、教育委員会に新たに教育センターグループを設置し、現職の県教員1名を市職員として配置することに伴い、教育委員会事務局職員定数を改定する必要がありますので、高浜市職員定数条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第2条第1項第8号教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員「7人」を「8人」に改め、合計322人を323人に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第17号から議案第24号までを、会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第17号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算から、それぞれ2億3,690万8,000円を減額し、補正後の予算総額を136億8,958万2,000円といたすものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、2款総務費1項総務管理費の公共施設あり方検討事業に係る公共施設あり方計画作成支援業務委託事業及び8款土木費5項都市計画費の都市計画総務事業に係る都市計画基礎調査等業務委託事業について、それぞれ年度内の事業の完了が見込めないため、平成24年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

補正予算説明書の56ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、6款1項1目地方消費税交付金及び7款1項1目自動車取得税交付金の補正は、いずれも愛知県における交付見込額の減に伴い減額いたすものであります。

8款1項1目地方特例交付金の補正は、交付額の確定に伴い2,085万3,000円を増額いたすものであります。

9款1項1目地方交付税の補正は、12月交付分の交付実績を踏まえ、特別交付税の交付額の減額が見込まれるため、7,500万円を減額いたすものであります。

11款1項1目民生費負担金の補正は、保護者の所得が上昇したことなどに伴う保育所保育料保護者負担金631万6,000円の増額などにより、合わせて621万5,000円を増額いたすものであります。58ページをお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、歳出の介護給付・訓練等給付費の増額に伴う障害者自立支援給付費負担金515万1,000円の増額、国が定める子供1人当たりの保育単価が引き下げられたことに伴う保育所運営費国庫負担金の718万円の減額、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法による子ども手当支給額の見直し等に伴う子ども手当負担金1億1,916万6,000円の減額などにより、合わせて1億4,873万7,000円を減額いたすものであります。

13款2項2目民生費国庫補助金の補正は、国からの内示額に基づき地域生活支援事業費等補助金を1,049万7,000円減額するほか、子育て支援交付金の創設に伴い次世代育成支援対策補助金を2,600万6,000円減額するとともに、新たに子育て支援交付金を2,990万4,000円増額するなど、合わせて484万9,000円を減額いたすものであります。

13款2項4目土木費国庫補助金の補正は、平成23年度の社会資本整備総合交付金の額の決定に伴い、522万5,000円を減額いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金の補正は、歳出の介護給付・訓練等給付費の増額に伴う障害者自立支援給付費負担金の377万4,000円の増額、国が定める子供1人当たりの保育単価が引き下げられたことに伴う保育所運営費県負担金の359万円の減額、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法による子ども手当支給額の見直し等に伴う子ども手当負担金454万4,000円の増額などにより、合わせて201万2,000円を増額いたすものであります。

14款2項1目 総務費県補助金の補正は、県の交付決定を受けて公共施設あり方検討事業及びいきいき号循環事業に対する市町村振興事業費補助金を338万5,000円増額するなど、合わせて149万8,000円を増額いたすものであります。

14款2項2目 民生費県補助金の補正は、障害者医療費の支給実績見込みの増による障害者医療費補助金245万7,000円の増額、県からの内示額に基づく地域生活支援事業費等補助金524万8,000円及び緊急地域雇用特別基金事業費補助金220万7,000円の減額、子ども医療費の支給実績見込みの減による子ども医療費補助金694万2,000円の減額など、合わせて907万1,000円を減額いたすものであります。

62ページをお願いいたします。

14款2項3目衛生費県補助金の補正は、歳出の子宮頸がん等ワクチン接種委託の実績見込みに基づき、子宮頸がん等ワクチン接種事業費補助金を1,666万9,000円減額するなど、合わせて1,680万円を減額いたすものであります。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金を2,323万5,000円減額するとともに、市民予算枠事業等に係る交付金の執行残が見込まれるため、まちづくりパートナーズ基金繰入金を1,687万2,000円減額するなど、合わせて4,054万9,000円を減額いたすものであります。

64ページをお願いいたします。

19款4項4目雑入の補正は、財団法人衣浦地域職業訓練センター管理公社の解散に伴う精算金として700万1,000円の増額、ペットボトル等の売却単価の増に伴う資源ごみ回収収益金319万2,000円の増額など、合わせて1,564万8,000円を増額いたすものであります。

19款4項5目過年度収入の補正は、児童福祉費国庫負担金を初め5件の過年度収入として、合わせて2,272万4,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。

まず、2款1項1目総務管理費の補正は、人事管理事業において勸奨退職者4名分に係る退職手当組合負担金として、1,797万4,000円を増額いたすものであります。

2款1項3目市民活動支援費の補正は、市民予算枠事業において、平成23年度における市民予算枠事業交付金の額の確定に伴い、1,670万3,000円減額いたすものであります。

2款1項11目財産管理費の補正は、普通財産土地管理事業において、医師宿舎解体撤去及び整地工事費の執行残として522万5,000円を減額いたすものであります。

2款1項14目電算管理費の補正は、総合住民情報管理事業において、ソフトウェア開発修正委託料の執行残として324万5,000円の減額、電子計算機室のいきいき広場への移転に伴う情報システム機器等移設作業委託料の執行残として593万5,000円の減額及び電子計算機室移転改修工事費の執行残として260万3,000円の減額など、合わせて1,206万8,000円を減額いたすものであります。

68ページをお願いいたします。

2款4項2目選挙費の補正は、高浜市農業委員会委員一般選挙、高浜市議会議員一般選挙及び愛知県議会議員一般選挙に係る選挙執行経費の確定により、合わせて743万5,000円を減額いたすものであります。

70ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の補正は、基金運用事業において、平成22年度分の市民予算枠事業交付金等の額の確定に伴い、まちづくりパートナーズ基金積立金を1,942万6,000円減額いたすものであります。

72ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費の補正は、障害者自立支援給付事業において、給付実績見込みの増により、舗装具費を297万3,000円、居宅介護・生活介護サービス等の新規利用者及び利用者1人当たりの利用量の増加に伴い、介護給付・訓練等給付費を732万9,000円それぞれ増額するなど、合わせて856万4,000円を増額いたすものであります。

3款1項11目障害者医療費の補正は、障害者医療事業において支給実績見込みの増に伴い、障害者医療扶助費を602万2,000円増額するなど、合わせて605万1,000円を増額いたすものであります。

74ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の補正は、子ども手当支給事業において、平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法による子ども手当支給額の見直し等に伴い、子ども手当を1億1,007万8,000円減額するなど、合わせて1億1,313万8,000円を減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費の補正は、保育園管理運営事業において、国が定める子供1人当たりの保育単価が引き下げられたことに伴い、民間保育所運営費補助金を798万3,000円減額するなど、合わせて995万3,000円を減額いたすものであります。

3款3項2目生活援助費の補正は、生活保護事業において就労支援に努めた結果、生活保護世帯が減少したことなどにより、生活保護費を3,302万6,000円減額するなど、合わせて3,523万3,000円を減額いたすものであります。

76ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費の補正は、子宮頸がん等ワクチン接種事業において、小児用肺炎球菌及びヒブワクチンの予防接種実施件数の実績見込みの減により、子宮頸がん等ワクチン接種委託料を3,703万5,000円減額いたすものであります。

4款1項3目医療対策推進費の補正は、地域医療振興事業において、医療法人豊田会に対する病院事業運営費補助金を5,457万7,000円増額いたすものであります。

6款1項3目農業基盤整備費の補正は、明治用水中井筋改修事業において、国の4次補正に伴う事業の前倒しにより、明治用水中井筋改修事業等負担金を498万円増額いたすものであります。

78ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費の補正は、広域消防事業において、平成23年度の衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、分担金を1,064万6,000円減額するなど、合わせて1,165万8,000円を減額いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の補正は、教育活動支援事業においてサポートティーチャーの配置人員等の見直しによるサポートティーチャー賃金の執行残として1,030万円を減額するなど、合わせて1,354万6,000円を減額いたすものであります。

以上が一般会計の第7回補正予算の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第18号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ813万6,000円を追加し、補正後の予算総額を34億125万6,000円といたすものであります。

補正予算説明書の96ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金等の収入実績見込みに基づき2,091万3,000円を減額いたすものであります。

6款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく実績見込みにより、2,870万3,000円を増額いたすものであります。

98ページをお願いいたします。

8款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及び保険基盤安定支援分繰入金に係る繰入額の確定により、331万4,000円を減額いたすものであります。

10款3項雑入は、一般被保険者第三者納付金の収入実績見込みに基づき341万6,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

100ページをお願いいたします。

1款総務費は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づき、連合会負担金146万1,000円を増額いたすものであります。

2款保険給付費では、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、1項1目一般被保険者療養給付費を6,620万円減額し、2項1目一般被保険者高額療養費で1,057万3,000円を増額をいたすものであります。

102ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の返還金として7,542万円を増額いたすもので、療養給付費等負担金返還金につきましては、会計検査に伴う返還金280万円と、平成22年度分の精算に伴う返還金として2,489万1,000円、合わせて2,769万1,000円を計上し、財政調整交付金返還金では、主に会計検査等に伴う返還金を計上いたしております。

12款1項1目予備費の減額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第19号 平成23年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,107万9,000円の増額をお願いするもので、補正後の総額を8,692万2,000円とするものでございます。

説明書の110ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入127万3,000円の増額は、土地開発基金所有地のうち6筆、928.8㎡の貸付収入によるものでございます。

2目財産貸付収入35万8,000円の増額は、土地取得費特別会計所有地のうち6筆、978㎡の貸付収入でございます。

1款2項1目不動産売払収入3,588万5,000円の減額は、土地取得費特別会計所有地処分による土地の売り払いの実績に伴うもので、補正後の土地売払収入を1,994万9,000円とするものでございます。

2款繰越金1項繰越金1目繰越金6,533万4,000円の増額は、前年度から本年度への繰越額の確定によるものでございます。

112ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費、12節役務費56万8,000円の減額は、不動産鑑定手数料の実績によるものでございます。

13節委託料17万8,000円の増額は、あっせん委託料の77万8,000円の増額分と地質調査業務委託料の60万円の減額による差額によるものでございます。

17節公有財産購入費2,993万9,000円の増額は、論地町地内の用地1,607㎡の取得によるもので、補正後の用地費を7,777万9,000円とさせていただくものであります。

続きまして、議案第20号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,305万2,000円を減額し、補正後の予算総額を12億6,150万9,000円とするものであります。

補正予算書の120ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目下水道事業受益者負担金443万4,000円の増額は、主に現年度分について一括納付される方がふえたことなどによるものでございます。

2款1項1目下水道事業使用料413万7,000円の減額は、夏場における対象水量の減少によるものでございます。

3款1項1目下水道事業費、国庫補助金1,180万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定したことによるものでございます。

4款1項1目下水道事業費県補助金379万9,000円の増額は、市町村下水道事業費補助金で、愛知県と調整を図り、補助対象事業費3,800万円に対し、補助率10分の1の補助金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金761万1,000円の減額は、下水道受益者負担金の増及び下水道建設費の確定見込みによる減額によるものでございます。

122ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入504万8,000円の増額は、平成22年度分の衣浦東部処理区維持管理費の還付金でございます。

8款1項1目下水道事業債1億4,280万円の減額は、委託料、工事請負費及び流域下水道衣浦東部処理区建設事業費負担金の確定見込みなどによる減額でございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費13万3,000円の減額は、雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金の減額で、制度利用件数などの確定見込みによるものでございます。

1款1項2目維持管理費450万2,000円の減額は、主に委託料の確定及び公課費の消費税の確定によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費は、全体で1億4,841万7,000円の減額をお願いするもので、その内訳は請負金額の確定及び確定見込みとして、13節委託料を1,555万2,000円、15節工事請負費を9,752万円、19節負担金、補助及び交付金では、矢作川、境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金など2,270万5,000円、22節補償、補填及び賠償金を1,330万円を減額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号 平成23年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,868万8,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ5,042万1,000円とするものであります。

説明書の134ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項繰越金1,868万8,000円は、前年度繰越金の確定による増額でございます。

136ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目駐車場管理費、11節需用費80万円の減額は、修繕料を減額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、議案第22号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書37ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ2,988万8,000円を減額し、総額21億343万8,000円とさせていただきます。

主な内容でございますが、予算説明書146ページをお願いいたします。

1款1項1目の第1号被保険者保険料の減額は、普通徴収保険料の納付者減等に伴う減額でございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、そして148ページの7款繰入金、それぞれの減額につきましては、いずれも保険給付費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出、150ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費3,000万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第23号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ147万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,233万1,000円といたすものであります。

補正予算説明書の158ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき、1目特別徴収保険料で645万6,000円の減額を、2目普通徴収保険料で590万6,000円の増額をいたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として92万8,000円を減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

160ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金147万8,000円の減額は、保険料収入の実績見込額の減に伴い保険料負担金55万円を減額するとともに、保険料軽減分の実績見込みにより保険基盤安定負担金92万8,000円をそれぞれ減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第24号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書及び説明書（第2回）の3ページをお開き願ひます。

第2条は、平成23年度高浜市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

初めに収入でございますが、第1款の水道事業収益は、予定額を5万2,000円減額し、7億6,371万5,000円とするものであります。

第2項の営業外収益は、他会計補助金で、子ども手当を5万2,000円減額し、184万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用は、予定額を610万2,000円減額し、7億3,044万8,000円とするものでございます。

第1項の営業費用は、平成22年度建設改良事業及び配水管除却延長の確定により581万5,000円を減額し、6億9,616万4,000円とするものであります。

第2項の営業外費用は、企業債の支払利息の確定により28万7,000円を減額し、3,082万5,000円とするものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするもので、第1款の資本的収入は予定額を164万円減額し、1億4,963万5,000円とするものであります。

第2項の出資金、第4項の補助金は、重要給水施設配水管布設替え事業の国庫補助額の確定に伴い82万円を減額するものであります。

なお、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億5,650万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,458万3,000円、当年度分消費税資本的収支調整額1,592万6,000円、減債積立金4,599万9,000円及び建設改良積立金5,000万円」とあるものを、「資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億5,814万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,622万3,000円、当年度分消費税資本的収支調整額1,592万6,000円、減債積立金4,599万9,000円及び建設改良積立金5,000万円」に改めさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 議案第25号から議案第32号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第25号 平成24年度高浜市一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算規模でございますが、歳入歳出それぞれ133億700万円と定めるもので、前年度と比較して0.5%、6,480万円の減となっております。

10ページをお願いいたします。

次に、債務負担行為でございますが、住民情報システムに係る電子計算機借上料を初め5つの事項についてお願いをするものでございます。

11ページの地方債でございますが、総額で7億6,000万円を計上させていただくもので、同報無線設備整備事業、市道港線整備事業、人形小路整備事業及び臨時財政対策債の借入れを予定いたしており、歳入総額に対する地方債の額の割合であります地方債依存度は、5.7%となっております。

次に、予算説明書の55ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款市税は、総額を76億4,732万3,000円とし、前年度比0.9%、6,723万円の増を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

まず、1項1目市民税の個人は、納税義務者数の増や総所得金額の増に加え、平成24年度からの年少扶養控除等の廃止などにより、前年度比9.6%、2億1,705万9,000円増の24億8,899万3,000円を見込んでおります。

また、2目法人は、東日本大震災や円高の影響などにより、景気の先行きが依然として不透明な状況の中にあって、大手企業への聞き取りなどにより収納見込額の推計に努めた結果、前年度比7.2%、2,969万6,000円増の4億4,231万6,000円を見込んでおります。

次に、2項固定資産税は、3年に一度の評価替えや新規の設備投資が見込めないことによる償却資産の減などにより、前年度比5.6%、2億1,189万3,000円減の36億354万7,000円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

5項都市計画税は、評価替えの影響により、前年度比3.8%、2,850万1,000円減の7億2,873万7,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

次に、4款配当割交付金は、愛知県の配当割税率の総額が増となる見込みから、前年度比36.4%、400万円の増を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

次に、7款自動車取得税交付金は、エコカー減税の縮小により愛知県の税率総額が増となる見

込みから、前年度比19.2%、1,000万円の増を見込んでおります。

8款地方特例交付金は、年少扶養控除等の廃止に伴う地方税収の増収を受け、子ども手当分の交付金が廃止されることから、前年度比51.6%、4,900万円の減を見込んでおります。

9款地方交付税は、平成24年度も引き続き基準財政収入額が基準財政需要額を下回ることが見込まれることから、普通交付税として2億4,000万円を、また、特別交付税については平成23年度の交付実績見込みを踏まえ、9,000万円を計上し、合わせて前年度比10.8%、4,000万円減の3億3,000万円を見込んでおります。

11款分担金及び負担金は、1,703万1,000円の増といたしておりますが、これは主に保護者の所得が上昇したことによる保育所保育料保護者負担金の増によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

次に、13款国庫支出金は、16億521万4,000円で、前年度比5.2%、8,846万3,000円の減を見込んでおります。

うち、1項国庫負担金は、2億2,668万8,000円の減で、これは主に平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法による子ども手当支給額の見直し等に伴う子ども手当負担金の減などによるものでございます。

また、2項国庫補助金は、1億4,451万1,000円の増で、これは主に道路橋りょう費補助金に係る社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

74ページをお願いいたします。

次に、14款県支出金は、8億9,916万2,000円で、前年度比13.7%、1億836万9,000円の増を見込んでおります。

うち、1項県負担金は、5,657万1,000円の増で、これは主に障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び子ども手当負担金の増などによるものです。

また、2項県補助金は5,905万1,000円の増で、これは主に社会福祉費補助金に係る介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の増などによるものでございます。

82ページをお願いいたします。

次に、17款繰入金は、6億6,745万円で、前年度比32.1%、3億1,527万7,000円の減を見込んでおり、うち、財政調整基金繰入金については、前年度比34.7%、3億1,074万9,000円減の5億8,590万8,000円を計上いたしております。

19款諸収入は、3億230万9,000円で、前年度比11.5%、3,126万5,000円の増を見込んでおり、これは主に4項雑入において、88ページの病院群輪番制参加自治体負担金3,052万8,000円の計上などによるものでございます。

次に、20款市債は7億6,000万円で、前年度比33.3%、1億9,000万円の増といたしております。

90ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は、1 億8,276万2,000円で、前年度比8.9%、1,787万8,000円の減といたしており、これは主に共済組合負担金の減によるものでございます。

92ページをお願いいたします。

2 款総務費は、14億7,941万7,000円で、前年度比3.4%、4,799万6,000円の増といたしております。

主な内容でございますが、94ページをお願いいたします。

1 項3目市民活動支援費では、市民予算枠事業として6,124万4,000円を、また、市民自治力推進事業として132万4,000円を計上するなど、市民活動の支援を引き続き充実してまいります。

104ページをお願いいたします。

1 項12目企画費では、総合計画進行管理事業として597万2,000円を、また、106ページの自治基本条例推進事業として109万4,000円を計上し、第6次総合計画及び自治基本条例の推進を図るほか、公共施設あり方検討事業として716万9,000円を計上し、今後の公共施設のあり方を示す基本方針を、市民の皆様とともに策定してまいります。

108ページをお願いいたします。

1 項16目防犯対策費では、防犯灯施設事業として4,211万9,000円を計上し、環境に配慮したLED防犯灯を平成23年度に引き続き設置してまいります。

110ページをお願いいたします。

1 項18目防災対策費では、防災活動事業として1 億4,818万7,000円を計上し、災害発生時等における市民の皆様への正確な情報伝達及び情報収集手段の充実を図るため、新たに同報系防災行政無線を整備するとともに、移動系防災行政無線をデジタル方式のものに更新し、市民の皆様の安心・安全を確保してまいります。

112ページをお願いいたします。

1 項19目構造改革推進費では、地域内分権推進事業として3,835万8,000円を計上し、まちづくり協議会の活動に対し、引き続き支援してまいります。

124ページをお願いいたします。

次に、3 款民生費は、52億4,195万1,000円で、前年度比0.8%、3,961万4,000円の増といたしております。

主な内容でございますが、126ページをお願いいたします。

1 項2目地域福祉推進費では、128ページの地域福祉活動応援事業として5,426万7,000円を計上し、地域福祉活動の取り組みに加え、新たなインフォーマルサービスの創出や地域包括ケアシステムの構築など、地域における安心のしくみづくりを引き続き行ってまいります。

1 項3目障害者在宅・施設介護費では、障害者自立支援給付事業として3 億6,262万2,000円を

計上し、障がいのある方の自立した生活に向けた支援等を図ってまいります。

134ページをお願いいたします。

1 項 8 目高齢者社会参加推進費では、元気高齢者応援事業として399万1,000円を計上し、いきいき健康マイレージ制度を引き続き推進するとともに、生涯現役のまちづくり創出事業として357万7,000円及び136ページの介護予防リハビリテーション調査事業として352万3,000円をそれぞれ計上し、高齢者の皆様が生きがいを持って人生を謳歌しながら、その人らしく、生き生きと生きられる生涯現役のまちづくりの創出に向けた調査研究等を行ってまいります。

1 項 9 目介護保険推進費では、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業として1億3,340万円を計上し、高浜市民のみが利用でき、家庭的な雰囲気と地域との結びつきを重視した定員29人の小規模特別養護老人ホームを整備するため、事業者に対し、整備費用の補助を行ってまいります。

138ページをお願いいたします。

1 項12目子育て支援医療費では、子ども医療事業として2億6,361万6,000円を計上し、市民予算枠事業として、引き続き小学1年生から中学校卒業年までの通院に係る医療費の無料化を行ってまいります。

140ページをお願いいたします。

1 項14目高齢者医療費では、後期高齢者医療事業として2億7,064万8,000円を計上し、後期高齢者医療に係る療養給付費の法定分の負担を行うとともに、後期高齢者福祉医療事業として9,097万4,000円を計上し、一定の要件を満たす医療費の負担が困難な高齢者の医療費を助成してまいります。

142ページをお願いいたします。

2 項 1 目児童福祉総務費では、144ページの子ども手当支給事業として10億6,628万3,000円を計上し、次の世代を担う子ども一人一人の育ちを支援してまいります。

2 項 2 目保育サービス費では、保育園管理運営事業として7億3,626万8,000円を計上し、民間の柔軟性を活用し、保育時間の拡大など保育サービスの拡充を図ることで、多様化する保育ニーズに対応するため、新たに吉浜保育園を民営化してまいります。

148ページをお願いいたします。

2 項 3 目家庭支援費では、家庭的保育推進事業として1,375万9,000円を計上し、いきいき広場3階に、新たに家庭的保育を1カ所開設し、障がい児保育を含む保育サービスの向上及び待機児童の解消を図るほか、154ページのこども発達応援事業として2,611万5,000円を計上し、こども発達センターに新たに発達専門相談員を配置し、小・中学校の児童・生徒に係る相談体制の充実を図ってまいります。

156ページをお願いいたします。

次に、4 款衛生費は17億1,480万2,000円で、前年度比6.4%、1億1,745万4,000円の減といた

しております。

主な内容でございますが、158ページをお願いいたします。

1項2目保健・予防費では、老人・成人保健事業として1億5,066万6,000円を計上し、健康診査等の実施を通して市民の健康予防を図ってまいります。

162ページをお願いいたします。

1項3目医療対策推進費では、救急医療事業として4,372万3,000円を計上し、衣浦定住自立圏共生ビジョンに基づく病診連携の促進を図るため、刈谷豊田総合病院を核として、地域医療連携ネットワークを形成するための事業費の一部を負担するほか、地域医療振興事業として2億4,310万円を計上し、地域の医療を確保するため、医療法人豊田会に対して、引き続き病院事業運営費補助等を実施してまいります。

166ページをお願いいたします。

2項1目ごみ処理・リサイクル事業では、ごみ減量リサイクル推進事業として2,278万7,000円を計上し、みんなでまちをきれいにしよう条例をなお一層推進することで、きれいで住みやすい地域社会をつくってまいります。

また、168ページのごみ処理事業では、衣浦衛生組合への分担金など5億8,299万4,000円を計上いたしております。

170ページをお願いいたします。

次に、5款労働費は83万5,000円で、前年度比6.1%、5万4,000円の減といたしております。

主な内容でございますが、1項2目労働対策推進費では、労働対策推進事業として36万7,000円を計上し、就労支援事業に対する補助等を引き続き実施してまいります。

次に、6款農林水産業費は8,870万7,000円で、前年度比17.6%、1,888万2,000円の減といたしております。

主な内容でございますが、172ページをお願いいたします。

1項3目農業基盤整備費では、明治用水中井筋改修事業として3,971万1,000円を計上し、県営事業であります明治用水中井筋改修事業に対する負担等を行ってまいります。

176ページをお願いいたします。

次に、7款商工費は、2億5,538万3,000円で、前年度比1.8%、458万4,000円の減といたしております。

主な内容でございますが、178ページをお願いいたします。

1項2目商工業振興費では、中小企業支援事業として9,512万3,000円を計上し、愛知県商工業振興資金等に対する信用保証料の補助等を実施するほか、地域産業振興事業として1,930万5,000円を計上し、三州瓦屋根工事奨励補助等を引き続き実施してまいります。

また、産業経済活性化事業として5,518万2,000円を計上し、企業誘致等に対する奨励や新がん

ばる事業者応援補助等を実施するとともに、180ページのコミュニティビジネス創出・支援事業として354万4,000円を計上し、コミュニティビジネスの創出に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

1項3目観光資源開発費では、観光推進事業として1,006万円を計上し、新たな観光資源を発掘し、観光の推進を図るため、高浜市観光協会の活動に対する補助を行ってまいります。

次に、8款土木費は12億9,891万4,000円で、前年度比14.3%、1億6,281万3,000円の増といたしております。

主な内容でございますが、182ページをお願いいたします。

2項1目生活道路新設改良費では、184ページの市道新設改良事業として2億7,320万1,000円を計上し、人形小路ほか2路線を整備するための道路改良工事を実施するとともに、見通しの悪い区間の改良や歩道の設置などを行う市道港線整備のための土地購入費及び物件移転補償費等を計上し、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

188ページをお願いいたします。

5項4目公園緑化費では、公園整備管理事業として5,954万9,000円を計上し、地震発生時の指定避難所である都市公園に、引き続き環境に配慮した公園照明灯を設置してまいります。

194ページをお願いいたします。

次に、9款消防費は、4億7,696万4,000円で、前年度比1.8%、893万2,000円の減といたしております。

主な内容でございますが、196ページをお願いいたします。

広域消防事業では、衣浦東部広域連合分担金として4億5,283万3,000円を計上いたしております。

次に、10款教育費は12億4,372万2,000円で、前年度比1.9%、2,426万3,000円の減といたしております。

主な内容でございますが、198ページをお願いいたします。

1項2目事務局費では、人事管理事業として7,275万8,000円を計上し、新たに設置する教育センターグループに現職の県職員1名を配置し、高浜市教育基本構想に基づくアクションプランの進行管理を行ってまいります。

216ページをお願いいたします。

5項2目生涯学習機会提供費では、生涯学習施設管理運営事業として7,222万4,000円を計上し、生涯学習施設及び高浜南部公民館の指定管理を委託するとともに、図書館管理運営事業として6,562万8,000円を計上し、図書館の指定管理を委託してまいります。

また、5項3目生涯学習推進費では、生涯教育活動推進事業として178万2,000円を計上し、高浜市生涯学習基本構想に基づくたかしま生涯学習プロデュース・ネットの構築に向け、そのかぎ

となる地域の担い手を養成するための講座を開催してまいります。

218ページをお願いいたします。

5項4目青少年育成・活動支援事業では、220ページのこども・若者成長応援事業として340万円を計上し、みずから考え、行動する子供や若者の育成を図るため、タカハマ物語のドラマ制作に対する補助を行ってまいります。

220ページをお願いいたします。

5項5目文化事業費では、美術館管理運営事業として1億6,397万2,000円を計上し、かわら美術館の指定管理を委託するほか、かわら美術館の空調設備改修工事に向けた設計業務委託等を行ってまいります。

222ページをお願いいたします。

6項2目生涯スポーツ費では、生涯スポーツ推進事業として3,985万6,000円を計上し、スポーツ施設の指定管理を委託するほか、224ページにありますとおり第25回全国ボートサミットの開催に向け、高浜市実行委員会に対する委託を行ってまいります。

226ページをお願いいたします。

次に、12款公債費は、12億9,353万8,000円で、前年度比8.7%、1億2,317万6,000円の減といたしております。

1目元金は、償還件数104件で、11億1,259万2,000円を、2目利子は償還件数113件で、一時借入金利子を含め1億8,094万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が、平成24年度高浜市一般会計当初予算の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第26号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ32億9,579万2,000円と定めるもので、前年度比9.2%、2億7,778万7,000円の増額といたしております。

それでは、まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の253ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、全体で10億82万7,000円とし、前年度比3.5%、3,411万8,000円の増を見込んでおります。

内訳といたしまして、256ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費現年度分から、259ページの6節介護納付金滞納繰越分まで、合わせて9億13万4,000円を見込み、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費現年課税分から6節介

護納付金滞納繰越分まで、合わせて1億69万3,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成23年度本算定時の課税総所得金額等に基づき算出し、収納率につきましては平成23年度の実績見込みを踏まえ設定をいたしております。

次に、2款国庫支出金では、全体で7億688万1,000円とし、前年度比11.3%、7,188万7,000円の増を見込み、主なものといたしまして1項1目療養給付費等負担金の現年度分では、療養給付費負担金、介護保険介護給付費納付金負担金、後期高齢者支援金負担金等、合わせて6億2,881万2,000円を見込み、2項1目財政調整交付金では、平成22年度の交付実績を踏まえ、5,066万8,000円を見込んでおります。

260ページをお願いいたします。

3款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費等の増を踏まえ、前年度比29.7%増の1億7,692万3,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金は、平成23年度の交付実績を踏まえ、6億5,620万4,000円を見込んでおります。

5款県支出金では、全体で1億9,833万7,000円とし、前年度比44.7%、6,124万3,000円の増を見込み、主なものといたしまして、2項2目都道府県財政調整交付金につきましては療養給付費等国庫負担金と同様に、一般被保険者に係る療養給付費等の額に基づき、1億7,031万円を見込んでおります。

6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせて3億3,933万9,000円を見込み、前年度比22.1%、6,132万8,000円の増といたしております。

262ページをお願いいたします。

8款繰入金は、全体で2億230万9,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰り入れ基準に従って、一般会計から繰り入れをいたすものであります。

続きまして、266ページ、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で6,669万7,000円とし、職員8人分の人件費のほか、国保事業の運営や国税の賦課徴収等に係る経費を計上いたしております。

268ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、平成22年度及び23年度の実績見込額等に基づき、全体で21億5,885万4,000円を見込み、前年度比11.0%、2億1,468万8,000円の増といたしております。

主なものといたしましては、1項1目一般被保険者療養給付費を17億1,284万4,000円とし、2目退職被保険者等療養給付費を1億6,280万4,000円、3目一般被保険者療養費を3,232万8,000円、2項高額療養費を2億1,471万8,000円といたしております。

270ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金及び5項1目葬祭費につきましては、それぞれ年間交付件数を見込み計上いたしております。

3款後期高齢者支援金等は、平成23年度の実績見込みに基づき、前年度比6.4%増の4億7,731万8,000円を計上いたしております。

272ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、平成24年度の概算納付見込額等に基づき、前年度比6.9%増の2億257万1,000円を計上いたし、7款共同事業拠出金では、平成24年度の愛知県全体の拠出見込額に基づき、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ算定をし、全体で前年度比7%増の3億3,058万6,000円を計上いたしております。

274ページをお願いいたします。

8款保健事業費では、全体で4,656万2,000円を計上し、主な事業といたしまして、特定健康診査等事業、診療報酬明細書レセプト点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業を実施してまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後1時57分休憩

午後2時09分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第27号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ7,161万2,000円とするものであります。

予算書の294ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入7,160万3,000円は、土地取得費特別会計及び土地開発基金所有地の処分として、約816㎡を見込み計上いたしております。

次に、296ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費のうち13節委託料218万8,000円は、売払予定地の地質調査業務1件、用地測量業務5件及び市有地草刈業務の委託料を計上いたしております。

17節公有財産購入費6,126万円は、市道港線の代替用地及び残地取得約747㎡を見込んでおります。

19節負担金、公共下水道受益者負担金は、論地町三丁目地内の用地が対象で、10万2,000円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第28号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ13億3,177万3,000円とするもので、前年度対比マイナス6.3%、8,991万円の減となっております。

予算説明書の304ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道事業費負担金3,333万7,000円は、平成25年度に供用開始する地区に対して、受益者負担金を賦課徴収するもので、現年度分として3,313万1,000円と滞納繰越分として20万6,000円を、それぞれ見込み計上いたしております。

2款1項1目下水道事業使用料2億5,278万4,000円は、現年度分として2億5,067万4,000円と、滞納繰越分として211万円を見込み計上いたしております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金6,150万円は、前年度対比マイナス6.5%、430万円の減額となりますが、汚水管並びに雨水管の施設整備事業費と、雨水貯留・浸透施設助成費補助金を社会資本整備総合交付金として対象事業費1億2,300万円と見込み、その2分の1を計上いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金6億2,270万円は、前年度対比マイナス1.2%、775万8,000円の減でございます。

306ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債3億6,100万円は、前年度対比マイナス18.9%、8,400万円の減額となり、公共下水道整備事業費として3億5,200万円を、また、流域下水道建設事業負担金として900万円をそれぞれ予定いたしております。

次に、308ページの歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目の一般管理費3,723万2,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

1款1項2目の維持管理費2億2,087万4,000円につきましては、13節の委託料として台帳作成業務委託、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務委託等で1,035万4,000円を、19節の負担金、補助及び交付金として、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金等で1億9,935万7,000円を計上いたしております。

310ページをお願いいたします。

1款2項1目の下水道建設費は5億4,247万4,000円で、前年度対比マイナス11.8%、7,246万1,000円の減額となっております。

この主なものとして、13節の委託料2,772万7,000円は、平成25年度施工予定区域の設計業務委託料として2,670万3,000円などを計上いたしております。

312ページをお願いいたします。

15節の工事請負費は3億7,786万2,000円で、汚水関係の論地処理分区と港第1処理分区の整備を図るため、管渠築造工事、舗装復旧工事及び附帯工事等で3億4,834万7,000円を、また、雨水関係で八反田第1排水区の整備で2,951万5,000円を計上いたしております。

19節の負担金、補助及び交付金1,086万5,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金1,020万4,000円などを計上いたしております。

22節の補償、補填及び賠償金1億240万円は、下水道工事の施工に伴い支障となる水道・ガスパ等の移設・移転補償費となっております。

2款1項の公債費は、公共下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として、5億3,019万3,000円をお願いいたすものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

引き続きまして、議案第29号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,011万3,000円とするもので、前年度比162万円の減となっております。

予算説明書の328ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目駐車場使用料3,010万9,000円は駐車場使用料で、前年度比162万円の減を見込み計上いたしております。

330ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、1款1項1目駐車場管理費の主なものは、13節委託料1,465万1,000円で、駐車場の管理を指定管理者であります株式会社日本メカトロニクスへ委託するものでございます。

14節使用料及び賃借料507万4,000円は、三高駅西駐車場の借地料でございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、議案第30号 平成24年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書39ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定は、歳入歳出総額を前年度対比5.6%増の22億1,902万9,000円といたしております。また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,465万5,000円で、前年度対比43.1%の減となっております。

次に、予算説明書の342ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入、1款保険料でございますが、前年度対比18.6%増の5億1,032万1,000円となっております。これは保険料基準額の改定等によるものでございます。

346ページ、3款1項国庫負担金は、前年度対比5.3%増の3億6,665万2,000円を見込み、2項国庫補助金は前年度対比20.2%増の9,051万8,000円で、調整交付金の交付率につきましては、3.71%を見込んでおります。

4款支払基金交付金は5億9,394万2,000円で、第2号被保険者負担分として、介護給付費等に対して定率交付されるもので、本年度は29%の交付率となっております。

348ページ、5款1項県負担金は2億9,896万7,000円を見込んでおります。

5款2項財政安定化基金支出金1,462万1,000円は、財政安定化基金拠出金返還金として県より交付を受けるものです。

次に、350ページ、7款1項一般会計からの繰入金3億2,784万5,000円は、前年度対比5.0%の増で、介護サービス等の給付費に対する市負担分12.5%が主なものでございます。

続きまして、保険事業勘定の歳出について御説明申し上げます。

354ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は、主に職員給与費を、3項の介護認定審査会費は、介護保険認定審査会事業と介護認定調査事業、合わせて2,250万5,000円を計上いたしております。

358ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、介護報酬改定プラス1.2%を加味し、一方、介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護といったサービスに要する経費を負担するもので、前年度対比5.9%増の18億8,550万1,000円を見込んでおります。

次に、2項介護予防サービス等諸費につきましてもプラス1.2%を加味し、要支援1及び要支援2の方に対するサービス費用として、1億1,422万6,000円を計上いたしております。

360ページ、3項高額介護サービス費では、低所得者の介護サービス利用の増を見込み、前年度対比6.4%増の2,344万1,000円を見込んでおります。

4項高額医療合算介護サービス等費につきましては、過去の実績により396万円を見込んでおります。

6項特定入所者介護サービス費4,950万円は、低所得者の方が介護保険施設に入所した際など、負担限度額を超える食費と居住費について、補足的な給付を行うものでございます。

362ページ、3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る経費の21%分として536万6,000円を計上いたしております。

4款1項介護予防事業費2,429万5,000円は、地域支援事業として、1目で二次予防高齢者把握事業、通所型介護予防事業といった介護予防特定高齢者施策を、また、364ページの2目介護予防一般高齢者施策として、宅老所等の介護予防拠点施設について、指定管理者に管理運営を委託

してまいります。

次に、2項包括的支援事業。任意事業費2,274万1,000円は、同じく地域支援事業として総合相談事業、権利擁護事業を実施するとともに、任意事業として認知症高齢者見守り事業、成年後見制度利用支援事業等を実施してまいります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

388ページをお願いいたします。

歳入の1款1項手数料では、居宅介護・介護予防サービス計画すなわちケアプランの作成手数料として902万7,000円を計上いたしております。

1目居宅介護給付手数料の減額につきましては、介護保険制度施行当初から、介護保険制度の検証として、高浜市直営の居宅介護支援事業所を運営いたしておりましたが、制度施行12年を経て一定の役目を終え、本年5月末をもって事業終了予定するためでございます。

2款の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金として560万8,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出、390ページでございますが、1款1項の居宅サービス事業費781万3,000円は、介護予防プラン作成に係る人件費が主なもので、2項介護予防支援事業費では臨時職員の賃金、指定居宅介護支援事業者への介護予防ケアプラン作成委託料など、合わせて684万2,000円を計上させていただきます。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第31号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,904万2,000円と定めるもので、前年度比12.1%、4,519万1,000円の増額といたしております。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

予算説明書の408ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比10.1%、3,015万9,000円増の3億2,943万7,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として全体の51.8%、1億7,081万8,000円を計上し、普通徴収に係る現年度分の保険料として全体の48.2%、1億5,861万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比21.8%、1,503万2,000円増の8,409万3,000円を見込み、職員2人分の人件費等に係る職員給与費等繰入金として2,678万5,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補てんするための保険基盤安定繰入金として5,730万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

412ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

1 款総務費は、全体で前年度比10.8%、261万1,000円増の2,678万9,000円で、人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費を計上いたしております。

414ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比12.4%、4,258万円増の3億8,675万8,000円を見込み、保険料負担金として3億2,945万円、保険基盤安定負担金として5,730万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算及び説明書の3ページをお開き願ひます。

第2条の業務の予定量は、給水栓数1万7,790栓を見込み、年間総給水量は過去の実績等を考慮し、500万立方メートルを予定いたしております。

主な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として5,649万円、水道施設近代化工事として2億4,797万9,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款の水道事業収益は、前年度より0.9%、684万7,000円増の7億7,061万4,000円を見込み、支出である水道事業費用では、県水受水費、有形固定資産減価償却費等で、前年度よりマイナス0.8%、562万1,000円減の7億3,332万7,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、土木・下水道工事に伴う配水管移設工事、新規給水申し込みに伴う配水管等布設工事及び停電時においても安定した配水ができるようにしている高浜配水場無停電電源装置の改修工事並びに国庫補助事業で実施しております重要給水施設配水管布設替工事等で、資本的支出額は前年度よりマイナス11.7%、4,761万8,000円減の3億6,016万5,000円を予定し、これら事業の財源として企業債4,000万円を初め出資金、負担金などで資本的収入額1億3,648万3,000円と見込み、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額2億2,368万2,000円については、減債積立金4,065万2,000円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補てんすることといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額で、配水管布設替工事实施設計業務委託料900万円について限度額を定めるものであります。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して4,000万円の起債を予定するものであります。

第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第9 報告第1号及び報告第2号を、会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 報告第1号 平成24年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

事業計画でございますが、平成24年度の用地の取得及び処分は、計画がございません。

次に、予算でございますが、2ページをお願いいたします。

第3条 収益的収入及び支出のうち収入、事業収益は、附帯等事業収益で96万9,000円でございます。事業外収益は、預金の運用による受取利息と雑収益で9,000円でございます。

販売費及び一般管理費は、理事・監事の報酬、固定資産税等の公租公課が主なもので、81万8,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出のうち、収入、資本的収入は借入金で、407万8,000円でございます。支出、資本的支出は公有地取得事業費で、407万8,000円でございます。

第5条 借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものといたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金といたしまして、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で3,767万8,000円、支払資金は販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費で、489万7,000円を予定いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

事業収益として96万9,000円、事業総利益は96万9,000円でございます。

販売費及び一般管理費は81万8,000円、事業利益は15万1,000円となります。これに事業外収益9,000円を加え、予備費1,000円を差し引き、経常利益は15万9,000円でございます。

当期純利益といたしまして、15万9,000円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産合計は、流動資産と固定資産で3億7,610万7,000円、負債合計は固定負債で2億7,973万6,000円、資本合計は基本金、準備金で9,637万1,000円、負債資本合計は資産合計と同額の3億7,610万7,000円でございます。

以上で、平成24年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、報告第2号 平成24年度第19期の高浜市総合サービス株式会社の事業計画及び収支予算について御説明申し上げます。

まず、事業計画でございますが、事業計画書の2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

平成24年度は、高浜市等からの受託事業といたしまして、「1 公共施設維持管理事業」から「10 観光サービス事業」に至るまで44事業の実施を予定し、このうち株主である高浜市からは32事業の受託を予定いたしております。

また、会社独自の自主事業といたしましては、「11 物販・リース事業」として4事業に取り組んでまいります。

各事業名称の右側にあります人員欄の数字が事業実施に当たっての配置人員でございますが、会社設立の目的でもあります高齢者の再雇用、子育て中の女性への配慮あるいは障がい者の雇用といった基本理念のもと、短時間勤務や交代勤務等を活用し、予定ではありますが、総括表の右下に記載いたしました合計人数235名に、会社事務所の4名及び各業務の応援要員として5名を加えました総勢244名で、平成24年度の事業の遂行に当たってまいります。

なお、人員欄が斜線となっております事業は、短期間・短時間業務等のため、他の業務に配置された職員が兼務により実施する計画といたしております。

次に、事業計画明細書の4ページをお願いいたします。

初めに、「1 公共施設維持管理事業」でございますが、7事業、11の施設に係る管理業務及び一部の施設の運営を実施してまいります。

6ページをお願いいたします。

次に、「2 医療事務サービス事業」でございますが、2の「高浜分院医療事務サービス事業」につきましては、総合健診業務における受診者数の増に伴い、健診受付業務の拡充を予定いたしており、受付業務全体の人員配置の見直しを行う中で、1名増員いたしております。

7ページをお願いいたします。

次に、「3 給食サービス事業」でございますが、現在、小学校5校、中学校2校、保育園5園及び南部デイ・サービスセンターにおいて実施いたしておりますが、平成24年度は吉浜保育園の民営化に伴い保育園が1園減となることから、平成23年度は65名体制であったものを、平成24

年度は63名体制で実施してまいります。

8ページをお願いいたします。

次に、「4 用務員サービス事業」につきましては、前年度と同様に実施してまいります。

9ページをお願いいたします。

次に、「5 市役所等窓口サービス事業」でございますが、市役所1階及びいきいき広場の窓口において、各種証明書等の受付などを行う事業であります。

10ページでございます8の「外国人生活支援サービス事業」につきましては、平成23年度は国の緊急雇用対策事業として、いきいき広場において実施してまいりましたが、市民サービスの効果が高いことから引き続き実施されることとなったため、平成24年度は市役所等窓口サービス事業として実施してまいります。

11ページをお願いいたします。

次に、「6 事務支援サービス事業」でございますが、表の中ほどにあります「4 庶務支援センター事業」は、従来から実施しております「4-1 経理事務支援」から「4-6 バス運転」までを統合した事業で、これにより社員間の相互応援体制の充実と、業務の繁忙期・閑散期に柔軟に対応し、業務効率を高めることを目的といたしております。

12ページをお願いいたします。

次に、「7 水道事業サービス事業」でございますが、水道メーターの検針、水道料金の収納など、4つの事業を平成23年度と同様に実施してまいります。

13ページをお願いいたします。

次に、「8 交通安全及び防犯対策事業」でございますが、防犯灯及び交通安全設備等の維持管理、放置自転車の監視及び撤去、不法投棄ごみの監視及び撤去などを実施する事業でございます。

14ページをお願いいたします。

次に、「9 清掃サービス事業」でございますが、1の「高浜市庁舎清掃サービス事業」につきましては、平成23年度において、緊急雇用対策事業として、障がい者を雇用して実施してまいりました公用車及び地下駐車場清掃サービス事業の業務を統合することで、2名の増員とし、庁舎全体としての流動的な社員配置により、障がい者雇用の場として活用しつつ、効率的な清掃業務を実施してまいります。

なお、清掃サービス事業につきましては、高齢者及び障がい者の貴重な就労の場となっており、社員の雇用を重視する観点から、他の現場とのワークシェアリングにより業務を実施してまいります。

15ページをお願いいたします。

次に、「10 観光サービス事業」でございますが、平成24年度から新たに観光協会事務サービ

ス事業を実施してまいります。これは高浜市観光協会事務局業務を受託することにより、従来型の観光協会としての活動に加え、個々の観光事業関係団体や各企業等と、行政との中間的組織として活動を展開し、「自慢できるまち高浜」の実現に向け、新たな観光まちづくりを推進するための企画事務のほか、関連団体との協働・交流・連携に加え、観光情報の発信及びイベントの企画や運営などを実施してまいります。

16ページをお願いいたします。

次に、「11 物販・リース事業」でございますが、自主事業として4事業を実施してまいります。

まず、飲料水自動販売機設置事業では、災害時に対応するための地域貢献型自動販売機を含め市内19の施設に38台を設置しております。また、自動車リース事業では、高浜市などへ公用車20台をリースにより提供している事業でございます。

以上が事業計画書の説明となります。

続きまして、平成24年度収支予算について御説明申し上げます。

予算書の19ページをお願いいたします。

まず、収入予算でございますが、1款営業収入につきましては、税込みで6億5,292万7,000円を計上し、前年度と比較して51万5,000円の増といたしております。

主な増減の内訳といたしましては、2項医療事務サービス事業収入では、4,543万1,000円を見込み、前年度と比較して500万2,000円の減といたしております。これは主に、刈谷豊田総合病院高浜分院医療事務において、勤務体制を見直したことによるものです。

次に、3項給食サービス事業収入では、1億7,339万6,000円を見込み、前年度と比較して569万4,000円の減といたしております。これは主に吉浜保育園の民営化に伴い、保育園給食調理業務が縮小されたことにより、620万9,000円の減となったことによるものです。

次に、5項市役所窓口サービス事業収入では、7,236万1,000円を見込み、前年度と比較して393万3,000円の増といたしております。これは主に、前年度では11項に計上しておりました国の緊急雇用対策事業であります外国人生活支援事業の390万6,000円を、本項へ移行したことによるものです。

次に、6項事務支援サービス事業収入では、2,855万4,000円を見込み、前年度と比較して367万1,000円の増といたしております。これは主に、庶務支援センター事業の経理事務支援において、調書作成等事務支援の業務時間の見直しに伴う274万1,000円の減及び公用車運転サービス事業の641万2,000円を本項へ統合したことなどによるものでございます。

次に、9項清掃サービス事業収入では、2,502万1,000円を見込み、前年度と比較して224万2,000円の増といたしております。これは主に、前年度において、11項で緊急雇用対策事業として実施いたしておりました公用車及び地下駐車場清掃サービス事業の89万円を本項へ統合したこ

と及びいきいき広場等清掃サービス事業の79万4,000円の増に加え、ヘルパーステーション清掃事業の66万9,000円の増などによるものでございます。

なお、10項観光サービス事業収入につきましては、本年度新規事業でございます。

以上、主な増減の理由及び前年度との比較による増減金額を申し上げましたが、1から10までの受託事業及び11の物販・リース・利用料事業収入と、2款営業外収入を合わせた合計額は、6億5,298万2,000円で、前年度と比較して51万7,000円、約0.1%の増収といたしております。

これに対しまして、支出予算でございますが、営業収入に対する事業費であります、1款営業費用につきましては、1項一般管理費から12項物販・リース・利用料事業費に至るまで、6億2,127万5,000円の支出を予定し、2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせた合計額は6億5,272万4,000円で、収入との差し引きで25万8,000円の黒字を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

続きまして、貸借対照表について御説明申し上げます。

初めに、総資産額は、2億2,006万2,000円で、前年度と比較して1,123万6,000円の増となっております。

まず、資産の部でございますが、流動資産は、現金・預金、未収入金などで2億1,797万8,000円、また固定資産は有形固定資産、無形固定資産を合わせて208万4,000円であります。

次に、負債の部でございますが、流動負債は買掛金から未払消費税まで、合わせて5,194万1,000円、また、純資産の部では、資本金5,000万円及び剰余金で株主資本1億6,812万1,000円を見込んでおります。

21ページをお願いいたします。

続きまして、損益計算書について御説明申し上げます。

初めに、売上高でございますが、6億2,183万6,000円を見込んでおり、その内訳は、23ページの売上高明細書のとおりでございます。

なお、市からの受託収入の総額は3億7,581万9,000円で、売上高全体の60.4%を占めており、前年度比では1.5%、574万2,000円の減を見込んでおります。

また、事業収入につきましては、1億1,698万円を見込み、前年度と比較して598万6,000円の増といたしております。

再度、21ページの損益計算書をお願いいたします。

中ほどにございます販売費及び一般管理費でございますが、総額5億1,615万6,000円で、前年度と比較して618万4,000円の増を予定いたしております。

この内訳につきましては、24ページの明細書のとおり、科目番号1の給料手当から22の雑費までとなっております。

科目のうち「1 給料手当」は、3億9,328万6,000円で、前年度と比較して1,215万円の増でございますが、これは一般管理費の積算を変更したことに伴う増が主なものであります。

再度、21ページの損益計算書をお願いいたします。

ただいま御説明申し上げました売上高並びに販売費及び一般管理費により、平成24年度の経常利益は60万4,000円を見込み、税引き後の当期純利益は25万8,000円を予定いたしております。

最後に、22ページをお願いいたします。

株式資本等変動計算書に記載してございますとおり、平成24年度第19期の利益剰余金は、1億1,812万1,000円を予定いたしております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願います。

○議長（鈴木勝彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月6日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時47分散会
